

奈良市ユニバーサルデザイン マスタープラン

「だれひとり取り残さない！」
プロジェクト



令和2年3月
奈良市

『多様なつながりが生み出す共生のまち』を目指して

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に先立ち、国では「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深め、支え合うことのできる社会を目指し、あらゆる障壁を取り除き、誰もが安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を強く推進しているところです。



本市におきましては、これまで「奈良市バリアフリー基本構想」の策定や「奈良市バリアフリー特定事業計画」に基づき、当事者団体の方や公共交通事業者、学識経験者、関係行政機関などを交えた協議会に諮りながら、進捗管理等を行ってまいりましたが、このたび、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正において、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」が基本理念として明記され、市全体のバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度が創設されたことを受け、本市の移動等における円滑化にむけた方向性を示すものとして、『奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン』を策定いたしました。

本マスタープランでは、既存の基本構想における基本理念・取り組み方針を引き継ぎ、持続可能な開発目標（SDGs）の理念である、『だれひとり取り残さない！』をスローガンに、地域における多様なつながりによる共生のまちを目指し、市内全域における面的・一体的なユニバーサルデザインによる環境の整備を進めてまいります。さらに、年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が思いやりの精神をはぐくむ「こころのバリアフリー」を推進し、安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本マスタープランの策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言、多大なご協力をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

奈良市長

仲川 哲

目次

1 はじめに.....	1
(1) バリアフリー法の改正.....	1
(2) 奈良市ユニバーサルデザインマスタープランとは.....	1
(3) 国が目指す方向性.....	1
(4) マスタープランの位置づけ.....	2
(5) 計画期間.....	2
2 バリアフリー化に向けた基本理念・取り組み方針.....	3
(1) 基本理念.....	3
(2) 取り組み方針.....	3
①ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり.....	3
②奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進.....	3
③みんなで取り組むバリアフリー社会の実現.....	3
④思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進.....	3
3 基本構想策定以降の成果・実績.....	4
4 社会潮流.....	7
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み.....	7
(2) 持続可能な開発目標(SDGs).....	7
(3) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画.....	7
(4) 訪日外国人旅行者の増加.....	8
(5) 災害と対策.....	8
(6) 新たな福祉課題.....	8
(7) 関連する法律の成立・改正等の状況.....	8
5 ヒアリング調査.....	9
(1) 調査の概要.....	9
(2) 結果概要.....	9

6 奈良市の目指す姿と指針.....	11
(1) 奈良市の目指す姿	11
(2) 3つの指針	12
①ハードとソフトの一体的推進.....	12
②持続可能なまちづくり	13
③こころのバリアフリーを実現するひとづくり	14
7 移動等円滑化促進地区	15
(1) 移動等円滑化促進地区とは.....	15
(2) 移動等円滑化促進地区に関して記載する事項.....	16
1. 移動等円滑化促進地区の範囲.....	16
2. 基本方針.....	16
3. 生活関連施設.....	16
4. 生活関連経路.....	16
(3) 移動等円滑化促進地区の選定	17
(4) 行為の届出	18
(5) JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区	21
1. 移動等円滑化促進地区の境界.....	21
2. 基本方針.....	22
(6) 大和西大寺駅周辺地区	23
1. 移動等円滑化促進地区の境界.....	23
2. 基本方針.....	24
(7) JR新駅(八条・大安寺)周辺地区	25
1. 移動等円滑化促進地区の境界.....	25
2. 基本方針.....	26
8 奈良市ユニバーサルデザインマスタープランの実現に向けて	27
(1) バリアフリーマップに係る情報提供.....	27
(2) 補助制度	27
(3) 寺院・神社のバリアフリー事例集	27
(4) 移動手段の提供.....	27
(5) 進捗管理と推進体制.....	28

9 資料編	29
(1) 位置	29
(2) 人口・障害者数の状況	30
1. 総人口と高齢者数の推移	30
2. 外国人人口の推移	30
3. 障害者数の推移	31
4. 認知症高齢者数の推移	32
5. 事故発生状況	33
(3) 交通施設	34
1. 鉄道網	34
2. 駅別乗降客数の推移	35
3. バスの運行本数	36
4. 主要道路等	36
(4) 観光等	37
1. 観光動向	37
(5) 生活関連施設の選定基準及び生活関連施設・生活関連経路	38
1. 生活関連施設の選定基準	38
2. JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区の生活関連施設・生活関連経路	41
3. 大和西大寺駅周辺地区の生活関連施設・生活関連経路	45
4. JR新駅(八条・大安寺)周辺地区の生活関連施設・生活関連経路	47
(6) パブリックコメントの実施結果	49
10 用語集	52

1 はじめに

(1) バリアフリー法の改正

我が国は、総人口の減少と急速な高齢化の進行により、65歳以上の高齢者が令和元年には全体の28%にもものぼる超高齢化社会となりました。こうした中、高齢者や障害者、妊産婦、外国人も含めたあらゆる人が社会活動を営むことができる社会を実現するための環境の整備が求められ、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が施行されました。この法律は、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

平成30年の改正バリアフリー法では、新たな理念規定として、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を明確に位置づけるとともに、国及び国民の責務として高齢者、障害者等に対する支援が「こころのバリアフリー」の重要なポイントとして明記されました。

また、公共交通施設や道路についてバリアフリー基準適合義務の対象が拡大されるなど、公共交通事業者等によるハード・ソフトの一体的な取り組みの推進が規定されています。これらを受けて、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組み強化として、市全体のバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度が創設されています。

(2) 奈良市ユニバーサルデザインマスタープランとは

本市では、平成26年3月にJR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区を重点整備地区として設定した「奈良市バリアフリー基本構想」を策定し、翌年の平成27年7月には、同基本構想で定めた実施すべき特定事業等に基づいた「奈良市バリアフリー特定事業計画」を策定、当該地区のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

本市においては、このたびの法改正を受け、市全体におけるバリアフリー化の基本的な方向性と実現に向けた取り組みの方針を示す計画として、「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」を策定します。

本マスタープランを策定することにより、地域、事業者、行政に対して、バリアフリー化への取り組みに向けた意識醸成と合わせ、段階的なバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 国が目指す方向性

国民ひとりひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、地域住民皆で、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

(4) マスタープランの位置づけ

本市では、「共生社会」の実現を推し進めるべく、従来のバリアフリー基本構想の考え方に加え、福祉分野の視点をさらに加味した本マスタープランを作成し、関連施策との連携により取り組んでいきます。

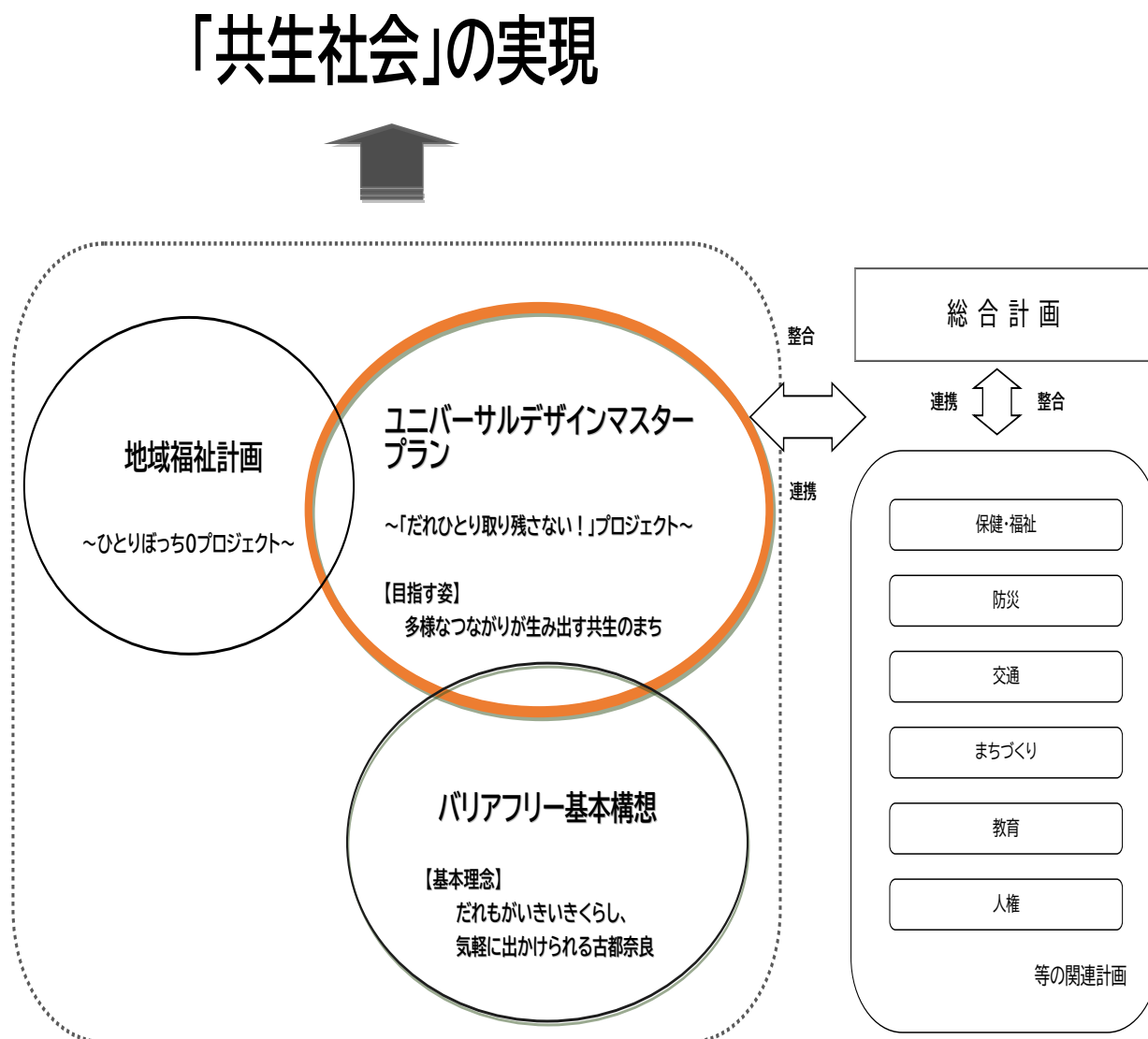


図 1.1 マスタープランの位置づけ

(5) 計画期間

具体的な事業を位置づける「奈良市バリアフリー基本構想」については、目標年次を設定し、実現に向けて着実に取り組みを推進していき、本マスタープランは、法改正や上位関連計画の変更、奈良市の課題の変化等を踏まえ、必要に応じて基本構想と合わせて見直しを行うこととします。

2 バリアフリー化に向けた基本理念・取り組み方針

(1) 基本理念

本マスタープランは、「奈良市バリアフリー基本構想」の基本理念に基づき策定します。

基本理念

だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良
～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～

(2) 取り組み方針

①ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり

高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等)、妊産婦、子育て世代(子どもも含む)、けが人などが、分け隔てなく社会参加をすることができる環境づくりを目指します。また、上記の方々に加え、外国の方々も含めて、国内外のだれもが訪れやすい、訪れたいくなるような、「ユニバーサルデザイン」の考え方に沿った、国際文化観光都市としてふさわしい環境づくりを目指します。

②奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進

景観や歴史的価値とバリアフリーを両立させ、性別や年齢、障害の有無、文化の違いなどを超えて、全ての人が気軽に来訪し、奈良の魅力に触れていただくことができる、古都奈良の魅力をさらに高めるまちづくりを目指します。

③みんなで取り組むバリアフリー社会の実現

障害があるの方々をはじめ、だれもが社会に参加できる環境を実現するため、個人も事業者も当事者も、みんなで出来ることから取り組むことで、まち全体でのバリアフリー化を図ります。

街なかの道路や店先の段差などハードの改良だけでなく、おもてなし・接遇・人による介助といったソフトの対応も含めて、1つずつできることから改良し、だれをも迎え入れ、見守ることができるバリアフリー社会の実現を目指します。

④思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進

ひとりひとりが高齢者や障害者等への理解を深め、困ったときには自然に助け合える“こころのバリアフリー”を推進し、お互いに支え合い、だれもが同様に尊重しあう、思いやりの精神をはぐくんでいきます。

3 基本構想策定以降の成果・実績

①ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり

●バスターミナル整備による公共交通機関の利用環境の向上



【概要】

奈良公園周辺の交通渋滞の緩和や、安心して訪れていただける周遊環境の向上を目的として、奈良公園バスターミナルが整備されました。

●駅前広場の整備による総合的なバリアフリー化



【概要】

各種公共交通機関への案内の充実や、屋根の設置による雨天時の移動など、だれもが安全で円滑に利用することができるJR奈良駅東口駅前広場が整備されました。

●歩道車道間の段差解消

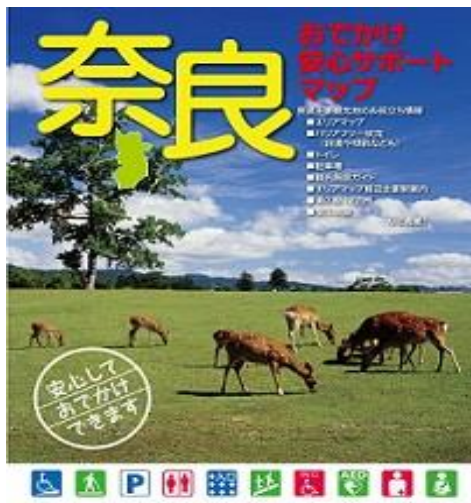


●多目的トイレの整備



②奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進

●バリアフリーマップの作成



【概要】

だれもが安心して出かけられるように、バリアフリーに関する情報を掲載したマップが作成されました。

・『奈良おでかけ安心サポートマップ』

出典：奈良県

・『奈良市車いすガイド』

出典：奈良市観光協会

●歴史的建造物におけるスロープ整備



【概要】

寺院・神社は歴史的建造物であることから、東大寺では原状復旧が行えるよう、取り外し可能なスロープの設置等が行われ、歴史的価値とバリアフリーの両立が図られています。

出典：国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

③みんなで取り組むバリアフリー社会の実現

●総合窓口設置による職員の案内誘導と視覚障害者誘導用ブロックの整備



【概要】

奈良合同庁舎では、総合窓口での案内誘導と窓口までのルートに視覚障害者誘導用ブロックを設置することで、だれもが利用しやすい環境整備が図られています。

●カラーユニバーサルデザインやユニバーサルデザインフォントの普及啓発、導入検討

カラーユニバーサルデザインの3つのポイント

1. できるだけ多くの人に見分けやすい配色を選ぶ
2. 色を見分けにくい人にも情報が伝わるようにする
3. 色のなまえを用いたコミュニケーションをする

ポイント1 色を変えたり、明暗の差をつける

改善前	一般色覚者	色弱者(P型)	改善後	一般色覚者	色弱者(P型)
立入禁止			立入禁止		

ポイント2 文字や線を太くしたり、形を変える

改善前	一般色覚者	色弱者(P型)	改善後	一般色覚者	色弱者(P型)

ポイント3 色の名前を入れる

改善前	一般色覚者	色弱者(P型)	改善後	一般色覚者	色弱者(P型)
			ピンク		ブルー

奈良市 福祉政策課

【概要】

色覚や視覚は人それぞれ異なります。本市では、可能な限りすべての人に正確に情報を伝えるため利用者の視点に立ち、色づかいについて配慮をする「カラーユニバーサルデザイン」の啓発チラシを作成し、周知・啓発を行っています。また、チラシには多くの人がその文字を正しく認識できることを条件として制作された「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。

④思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進

●バリアフリー教室の開催



【概要】

本市では、市民や職員などを対象としたバリアフリー教室を開催しています。バリアフリー化の重要性や高齢者や障害のある人に対する基礎的な知識を学ぶとともに、車いす利用体験や視覚障害者疑似体験等を行うことで理解の推進を図っています。

●合理的配慮の啓発

飲食店で
視覚障害のある人に、メニューやその内容を読んで説明しましょう。

受付・窓口で
聴覚障害のある人に、筆談や手話などでコミュニケーションをとりましょう。

災害・緊急時に
視覚障害のある人に、相手の自となって非常口などに誘導しましょう。

役所や会社で
障害のある人から申し出やたずねられたときなどは、ゆっくりと分かりやすいことばで説明しましょう。内容が分かったことを確認しながら話しを進めましょう。

【概要】

障害の特性や程度、状態、性別、年齢など、ひとりひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くため、状況に応じた配慮が必要です。本市では職員を対象とした「合理的配慮」に関する周知・啓発を実施し、行政サービスの向上に努めています。

※合理的配慮とは…ひとりひとりの障害者に対して社会的障壁を取り除くために、必要な配慮を負担が過重でない範囲で行うこと。

4 社会潮流

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

かつて日本では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活のさまざまな場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことを受け、対象者・機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきたところです。

しかし近年、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度の限界や、地域や家族などのつながりの弱まりを背景とした社会的孤立などの問題が表面化してきました。これに対し、公的支援の「支え手」「受け手」という固定化した関係ではなく、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる、人と人とのつながりの再構築が求められています。

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民ひとりひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものとして、厚生労働省は「地域共生社会」の実現を掲げ、改革を進めています。

具体的には、高齢化が進行する地域において、公共交通機関での移動が困難な高齢者、障害者に対する運転ボランティアによる通院や買い物の移動支援、また、居場所づくりの事業が実施されています。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27 年9月の国連サミットにおいて採択された、平成 28 年から令和12年までの15年間の長期的な開発指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

この持続可能な開発目標は、「17のゴール」、「169のターゲット」から構成され、日本においても、平成28年12月に、「持続可能で強靱、そしてだれひとり取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとした「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。

日本では特に、①あらゆる人々の活躍の推進 ②健康・長寿の達成 ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ⑦平和と安全・安心社会の実現 ⑧SDGs 実施推進の体制と手段を優先課題と捉え、具体的施策を定めています。

(3) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会に向け、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」が策定されました。この中では、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことができる「心のバリアフリー」や、だれもが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりを強力に推進する必要がある、と示されています。

(4) 訪日外国人旅行者の増加

日本の文化等への関心の高まりや東アジア・東南アジアの経済成長、ビザの発給要件の緩和等を背景に、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、平成30年には、3,000万人を上回っています。観光庁では、国と地方自治体、観光関連団体等が広域に連携することで、訪日外国人の訪問地の多様化や、滞在日数の増加、多様なニーズへの対応を行うことにより、訪日リピーターの増加に取り組んでいます。

このような状況の中、旅行の形態についても、団体旅行から個人旅行(FIT)へと変化しています。

(5) 災害と対策

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年に発生した東日本大震災等をはじめ、日本全国で頻発する地震のほか、近年は豪雨による浸水等の大規模災害が各地で多発しており、今後も、気候変動による更なる災害の頻発、激甚化が予想されているところです。

一方で、人口の偏在、少子高齢化など、社会情勢が大きく変化する中、災害時における対応人員不足の問題や要配慮者への支援等の課題が残されています。

このような状況下において、政府では、災害対策基本法のもと、「防災基本計画」を策定し、災害に強いまちの形成と災害発生後の迅速かつ円滑な対応について、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等がそれぞれの責務を明確にするとともに、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していくものとしています。

(6) 新たな福祉課題

近年、これまで若年層の社会問題と捉えられてきた引きこもりの長期化・高齢化による、「8050問題」(80代の親が50代の子どもの生活を支える問題)が顕在化しており、親が病気・介護が必要となった場合など、社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるリスクが指摘されています。さらに、高齢化の進展に伴い、認知症による「徘徊」の行方不明者数が増加しているという問題もあります。

また、雇用形態や社会保障の変化が進む中で、格差が広がり生活困窮に陥るリスクの高い人々や核家族、一人暮らし世帯が増大している一方、そうした人々を見守る従来の地域のつながりが希薄化していることから、地域での支え合いの必要性が高まっています。

(7) 関連する法律の成立・改正等の状況

近年では、公共交通の維持や高齢者・障害者などが利用しやすい公共交通機関の改善等を自治体や交通関連事業者等に求める「交通政策基本法」の成立(平成25年11月)、障害者権利条約の批准のための「障害者基本法」の改正(平成23年)、差別的取り扱いの禁止・合理的配慮不提供の禁止が盛り込まれた「障害者差別解消法」の成立(平成25年6月)など、障害者等を取り巻く法的環境が整いつつあります。また、我が国においては、「障害者権利条約」を平成26年1月に批准し、平成26年2月からその効力が発生しています。

このような中、平成30年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されました。

5 ヒアリング調査

(1) 調査の概要

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進にあたり、課題や問題等について、障害者団体、高齢者団体等の方々にヒアリングシート等により、ヒアリング調査を実施しました。

(2) 結果概要

①現状における課題・問題

事項	課題・問題点
地域	・高齢者、認知症、障害者、引きこもりの方がおられる家族の社会的孤立。 ・地域でのサロン活動のための施設にエレベーターがないため、高齢者や障害者が参加できない等、建物のハード整備が追いついていないと感じる。 ・趣味、習い事の場合において、手話通訳士の配置など、他の受講者と同様に受けられる環境をつくってほしい。 ・同じ市内でも地域差があり、支援体制にも差がある。 ・障害があるという理由で自治会役員などの当番を免除されることがある。自分もできることであれば、対等に扱ってほしい。
施設・道路	・グレーチング、縦断勾配、平坦な道路（波うち歩道の解消）等の道路の構造、音響対応していない信号等による移動がしにくい環境。 ・歩車道間の段差については車いすでの移動に支障はないが、視覚障害者でも認識できるよう配慮が必要。 ・施設における介助等を行う人員の確保が必要。 ・多目的トイレでは、本来の対象者が利用できないことが多い。対象を細分化（機能分散）したトイレの設置や適正な利用に対する周知・啓発が必要。
観光	・寺院・神社の景観を残したままバリアフリー化された参道の整備。 ・国際文化観光都市として、奈良の魅力を発信し、だれもがその魅力に触れることができる体制づくり。 ・身体障害者用の駐車場が不足している。
バス・電車・タクシー	・ノンステップバスであっても乗車するまでに段差があるため、停留所での段差が生じない停車に対する意識改善やスロープ等の対応が必要。 ・事業者側の配慮がある一方で、障害者の方の中にはいまだ配慮や援助してもらいうことに引け目を感じ、外出をためらう方もいる。 ・移動支援を必要とする人の負担軽減となる支援の充実。 ・車両切り離し等の際など、車内放送では気づかない方への対策。 ・電車内における電光掲示板がわかりづらい。

災害時	・避難所施設におけるトイレ、風呂等がバリアフリー化されていないため、自宅に残る意思を示す方も多い状況にある。 ・自宅から避難所までの経路のバリアフリー化や避難コースの事前確認。 ・ホテルや旅館に宿泊する際に、事前に避難経路の説明がないことや、火災等が発生した場合の非常ベルが聞こえないことによる危険性。
啓発	・ヘルプマークなど、認知不足があり、さらなる普及啓発が必要。 ・障害特性が理解できる啓発活動の促進(当事者が市内の小学校などで障害者の生活や人権について伝える機会の確保など)。
その他	・個人ではなく市民全体で推進していく体制づくりが必要。 ・助けられる側もできる範囲は自分で行うなど、相互の共存が大切。 ・高齢者、障害者と区分した対策を考えるのではなく、子どもから高齢者、障害者も含めたユニバーサルデザインの一体的対策が必要。 ・施設や道路が整備された後に意見を求められるため、事前に当事者の意見を聞いた上で事業に反映させてほしい。本当に必要な個所に適切な対策が実施できるよう、当事者、事業者、行政の連携が重要。 ・事業者がさまざまな配慮を行いやすくするための支援が必要。

②奈良市の目指す姿

目指す姿
・だれもが出かけることができるバリアフリー化に配慮したまち ・奈良の魅力である観光を活かしつつ、だれもがストレスなく楽しむことができるように道路等が整備されたまち ・高齢者や障害者、引きこもりの方などがつながり、ネットワークで見守り合えるまち ・健常者、障害者が共生する安全に安心していつまでも暮らせるまち ・災害発生に備えて、すべての方に配慮されたまち ・だれもが娯楽や楽しみを共有できる集まりの場のあるまち ・優しい気持ちで困りごとにも寄り添えるまち ・人に優しく、思いやりの心をもって声をかけ合えるまち ・子どもから高齢者まで思いやりの心の教育を推進するまち ・マンパワーを活用した支え合いにより、どんな状況にも落ち着いて行動ができる、適切な対応ができるまち ・高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などが一体となり、福祉につなげることができるまち ・ユニバーサルデザインの考え方により、案内表示が見やすく整備され、だれもが安心して移動できるまち ・対象者に応じ機能分散したトイレが整備され、だれもが安心して出かけられるまち

6 奈良市の目指す姿と指針

(1) 奈良市の目指す姿

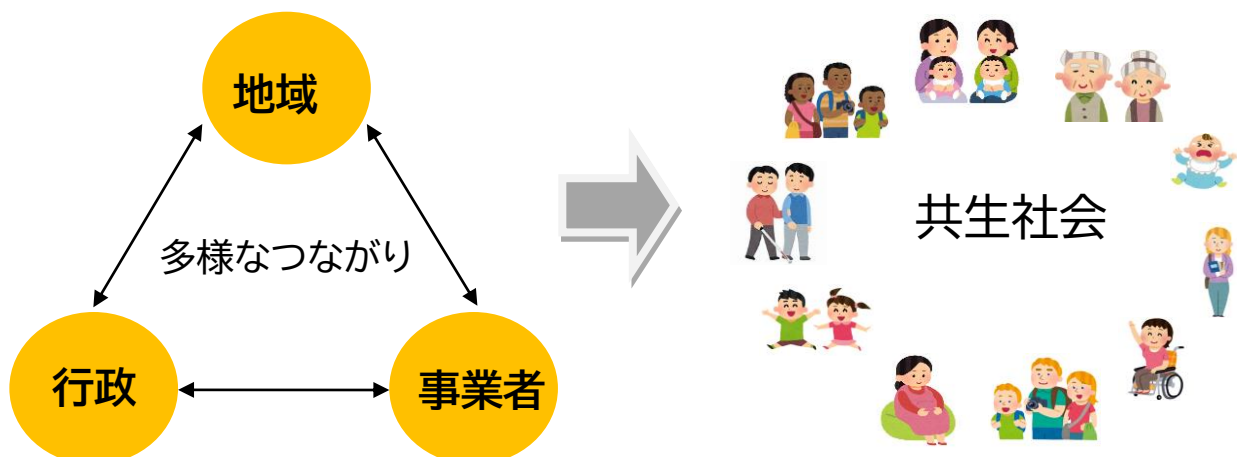
奈良市バリアフリー基本構想の基本理念のほか、ヒアリング調査の結果を踏まえて、奈良市の目指す姿を設定します。

奈良市の目指す姿

多様なつながりが生み出す共生のまち

- **さまざまな状況・立場の人々が共に生きるまち**
高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、住民や観光客みんなが出かけられるまちづくり
- **歴史と未来が共に活きるまち**
古都奈良の文化財とノーマライゼーションが融和するまちづくり
- **だれもが主体、みんなで共に創っていくまち**
地域、事業者、行政がともに協働するユニバーサルデザインのまちづくり
- **相互に支え合う共生の心と個性尊重のまち**
思いやりのこころの学びと多様性が尊重されたまちづくり

持続可能な開発目標(SDGs)の理念を踏まえ、本市では「だれひとり取り残さないまち」の実現に向け、性別、国籍、年齢、身体の不具合、LGBTをはじめ性的マイノリティなどにも配慮した個性の尊重と、だれもが自由に移動でき、地域のサロン活動、健康教室などに参加し、交流することができる「共生社会」のまちを目指します。また、多世代におけるさまざまなニーズに基づき、地域・事業者・行政が一体となって協働し、地域全体が多様につながりあうことで、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に向け、取り組んでいきます。



(2) 3つの指針

奈良市の目指す姿「多様なつながりが生み出す共生のまち」づくりを実現するために、取り組む3つの指針を設定します。

①ハードとソフトの一体的推進

「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、まちのユニバーサルデザインによる環境整備と相互理解によるこころのバリアフリーの取り組みを同時に展開することが必要であることから、地域、事業者、行政が一体となって、「ハード」と「ソフト」施策が両輪となり、まちづくりを推進します。

●災害に強いまちの形成

災害に強い都市構造を持つ、機能強化を目標として、小中学校等の教育施設とその周辺環境の整備や、指定された避難所施設の改修、避難路の整備促進をはじめとしたハード対策の充実に努めてまいります。また、災害時には自身が果たすべき役割を冷静に実行できるように、防災教育や防災研修等による、個人ひとりひとりの災害対応力のレベルアップ(ソフト対策)の充実に努めるとともに、災害時にこれらが効果的に機能する受援体制や「奈良市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、全ての人の安全を確保する災害対策に取り組めます。

●「通いの場」づくり

ひとり暮らし世帯の増加等、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立をはじめとした諸問題について、地域サロンや認知症カフェ、健康教室、こども食堂等、さまざまな住民主体の「通いの場」づくりを通じて、生きがいづくりや健康増進、子育て環境が充実していくよう、地域における「つながり」「見守り」「支え合い」の推進と支援体制の強化を図っていきます。



図 6.1 なら『通いの場』ガイドブック



図 6.2 健康教室

●アダプトプログラムの推進

アダプトプログラムとは、道路や河川等の地域の公共スペースを、市民のみなさんが愛情を持って行う美化活動を行政が支援する制度です。人々の支え合いと活気のある社会、それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場を目指し、奈良市では本制度を推進することで、地域相互の連携を図っていきます。



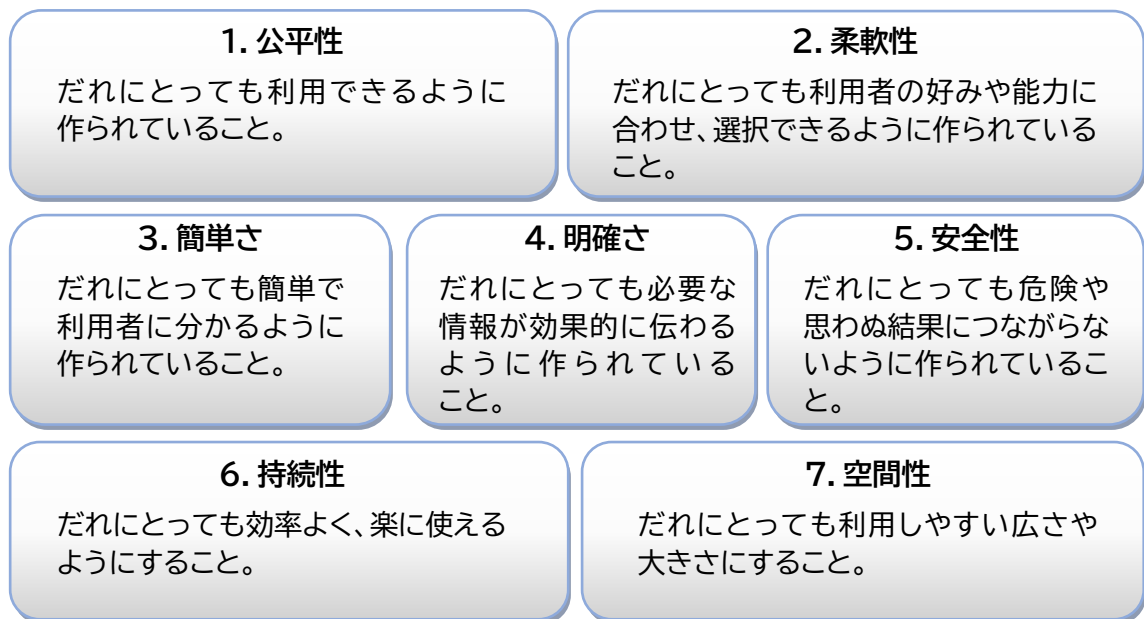
図 6.3 駅前広場での花いっぱい運動

②持続可能なまちづくり

だれにとっても利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスを提供しようとするユニバーサルデザインの考え方にに基づき、生活環境を整えていくことで、社会全体の活力をさらに高めます。

●ユニバーサルデザインの7つの原則によるまちづくり

ユニバーサルデザインにおける7つの原則に基づいて、「持続可能なまちづくり」を推進します。



●ユニバーサルツーリズムの推進

観光資源、生活文化としての寺院・神社、奈良公園、平城宮跡、博物館等においては、景観や歴史的価値を残したまま、インバウンドをはじめとしたすべての人が気軽に来訪し、奈良の魅力に触れて楽しむことができる「ユニバーサルツーリズム」の推進を図ります。

また、観光客の誘致に向け、多様な利用者ニーズに合わせたトイレの設置への取り組みとともに、将来世代にわたってユニバーサルデザインの考えを継承し続けることのできるまちづくりを推進します。



図 6.4 ノンステップバス



図 6.5 おもいやり駐車場

③こころのバリアフリーを実現するひとづくり

個人がその心身の特性や考え方にとらわれることなく、人格と個性が尊重される、多様性のある共生社会を目指し、年齢や障害の有無などに関わらず、だれもが我が事として支えていく意識の醸成や教育を推進します。

★こころのバリアフリーのポイント★

- ・心の中にある差別や偏見、理解不足といった心の障壁(バリア)を取り除き、適切な意識と正しい知識を持つことで、自分が何をすべきかがわかります。
- ・ひとりひとりが他者を理解し、まごころをもって配慮や行動をすることが重要です。

●配慮の必要性を示すマークの普及啓発

その人の状況を伝えるさまざまなマークの意味を周囲が正しく理解し、必要な援助を受けたり、行ったりできるよう普及啓発に取り組みます。



図 6.6 マタニティマーク 図 6.7 ヘルプマークの啓発



図 6.8 窓口での対応表示例

●こころのバリアフリー教育

奈良市内の小中学校等さまざまな教育機関で実施する学習を通して、高齢者や障害者、外国人等に関する問題について、自身の課題として考える機会を持ち、当事者の立場に立つことの大切さを理解し、人権と共生のまちづくりに向けて行動する意欲や行動力を養うとともに、違いを個性として捉えられる豊かなこころを培います。

●認知症施策

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族をサポートできるような資質を保持し、自分のできる範囲で活動することを目的とした「認知症サポーター養成講座」の開催や、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、だれもが集える場として「認知症カフェ」が開催されています。



認知症の人を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）を認知症サポーター養成講座受講修了者にお渡ししています。

また、地域での「見守り」をさらに広げ、認知症の方やその家族が、住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らし続けることができるよう、「認知症見守り声かけ模擬訓練」を地域包括支援センターを中心に実施しています。こうした活動により、顔の見えるつながりを生み出し、だれもが暮らしやすい地域づくりを推進します。



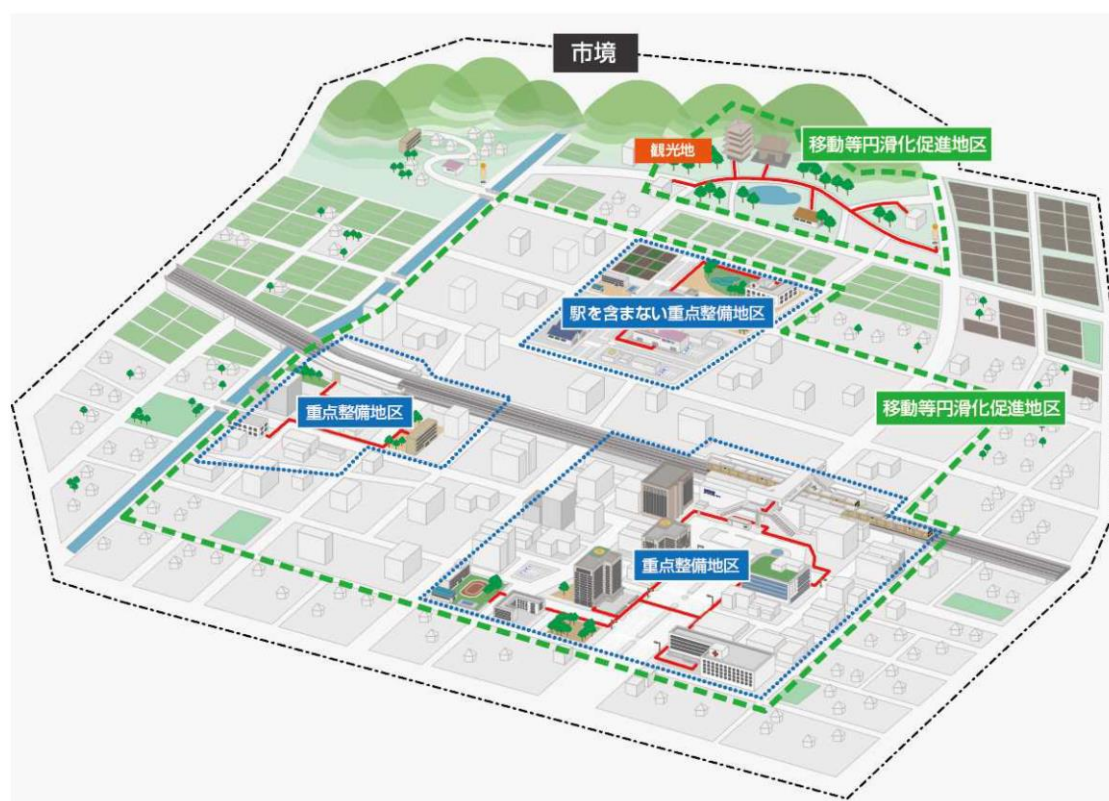
7 移動等円滑化促進地区

(1) 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区とは、以下①～③の要件に該当する地区です。本マスタープランでは、このエリアにおける面的・一体的なバリアフリー化の方針を示します。

- ①多くの高齢者や障害者等が利用する鉄道駅、官公庁施設や教育施設、福祉施設等(生活関連施設)が集まっており、それらの間の移動が通常徒歩で行われる【配置要件】
- ②施設や施設間の移動経路(生活関連経路)の移動等円滑化を進めることが特に必要であると考えられる【課題要件】
- ③その地区で移動等円滑化を進めることが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である【効果要件】

また、移動等円滑化促進地区においては、各種施設の整備計画等の状況を鑑みながら、具体の事業計画である奈良市バリアフリー基本構想についても改訂を進めてまいります



出典：国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

図 7.1 移動等円滑化促進地区のイメージ

(2) 移動等円滑化促進地区に関して記載する事項

1. 移動等円滑化促進地区の範囲

町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、移動等円滑化促進地区の範囲を明確に設定します。

以下に示す生活関連施設・生活関連経路が含まれるよう、留意しながらエリアの設定を行います。

2. 基本方針

移動等円滑化促進地区の特性を踏まえ、どのようなバリアフリー化を進めるかを記載します。

3. 生活関連施設

多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、教育施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などの多様な施設を位置づけます。すでに移動等円滑化されている施設についても、生活関連施設として位置づけを行います。

生活関連施設として位置づけることにより、地域や事業者、行政など複数の関係者間で、重点的にバリアフリー化を行うべき施設を共有することができるため、事業化に向けた準備期間を設けることや、施設間の連携を図ることができます。

施設の選定基準は、既存の奈良市バリアフリー基本構想を踏まえながら、生活関連施設と生活関連施設に準じる施設に分けて選定を行います。詳細な施設名や選定基準は資料編に記載しています。

4. 生活関連経路

生活関連施設相互のネットワークを確保する形で、生活関連施設を利用する方の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定します。詳細な名称は資料編に記載しています。

生活関連経路として位置づけた場合、地域や事業者、行政など複数の関係者間で、重点的にバリアフリー化を行うべき経路を共有することができるため、事業化に向けた準備期間を設けることや、経路・施設間の連携を図ることに加え、生活関連施設との出入口部分等については「行為の届出」の対象となり、生活関連施設・経路間の移動の連続性を確保されることが期待されます。

バリアフリー法においては、多数の者が利用する建築物を「特定建築物」、そのうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を「特別特定建築物」として定義し、移動等円滑化基準への努力義務、適合義務が定められています。

このマスタープランにおいては、既存の奈良市バリアフリー基本構想における位置づけを踏まえ、生活関連施設の建築物については、バリアフリー法に位置づけられる特別特定建築物のうち、原則床面積 2,000 m²以上の施設を選定・設定します(床面積 2,000 m²以上の新築・改築は、移動等円滑化基準への適合義務が生じる)。その他の特定建築物に位置づけられる施設については、ヒアリングの結果や奈良市の他の計画等との整合を踏まえながら、必要なものについては生活関連施設に準じる施設として位置づけます。

(3) 移動等円滑化促進地区の選定

選択と集中の観点から、奈良市においては優先的にバリアフリー化を図るべき「移動等円滑化促進地区」として、市民や来訪者等の利用が多いと考えられる鉄道駅を中心としたエリアを設定します。ただし、鉄道駅から離れたエリアについても、要件を満たすエリアについては、今後移動等円滑化促進地区として設定することを検討していきます。

■ 移動等円滑化促進候補地区

課題要件(駅及び周辺の機能の重要性)

- 鉄道・バスの乗り換え等多くの利用者の迎え入れ機能を有する

JR奈良駅、近鉄奈良駅、学園前駅、高の原駅、大和西大寺駅

配置要件(主要施設:特定旅客施設の要件)

- 駅乗降客数(3,000人/日)以上
JR奈良駅、近鉄奈良駅、新大宮駅、大和西大寺駅、菖蒲池駅、学園前駅、富雄駅、尼ヶ辻駅、西ノ京駅、平城駅、高の原駅、学研奈良登美ヶ丘駅

配置要件(生活関連施設が多い)

- 半径1,000m圏に主要な施設の分布が多い
JR奈良駅、近鉄奈良駅、新大宮駅、学園前駅、富雄駅

効果要件(まちづくり上の位置づけ)

- 奈良市都市計画マスタープランにおいて、核として位置づけられている
JR奈良駅、近鉄奈良駅、新大宮駅、大和西大寺駅

効果要件(将来のプロジェクト)

- 駅及び駅周辺の整備等のプロジェクトが予定されている
大和西大寺駅、JR新駅

移動等円滑化促進地区の選定の考え方

- ① JR奈良駅、近鉄奈良駅は、既存のバリアフリー基本構想における重点整備地区と重なる形で移動等円滑化促進地区を設定する。
- ② 大和西大寺駅は、鉄道の乗換機能を有しており、駅南北自由通路の整備や駅周辺整備が予定されていること、整備中の平城宮跡の最寄り駅であること等を踏まえ、移動等円滑化促進地区として位置づける。
- ③ 今後新たに整備が予定されているJR新駅およびその周辺は、(仮称)奈良ICと隣接し、新たな地域拠点の形成を目指し、新規に整備される駅であることから、バリアフリー化のモデル地区となりえること等を踏まえ、移動等円滑化促進地区として位置づける。

■ 移動等円滑化促進地区:重要度・優先度の高い地区

JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区、大和西大寺駅周辺地区、JR新駅(八条・大安寺)周辺地区

前頁に示した移動等円滑化促進地区と、既に策定している奈良市バリアフリー基本構想における重点整備地区の位置は下図のとおりです。

大和西大寺駅周辺地区とJR新駅(八条・大安寺)周辺地区については、次年度以降、具体的な事業を示すバリアフリー基本構想の改訂に向け検討を進めていきます。

また、移動等円滑化促進地区以外の地域についても、基本理念に基づき、必要となる整備を検討するとともに、地域住民や来訪者の状況を踏まえたニーズの高まりや各種施設の整備計画など、将来のまちづくりを見据え総合的に検討し、促進地区の設定または見直しを図っていきます。

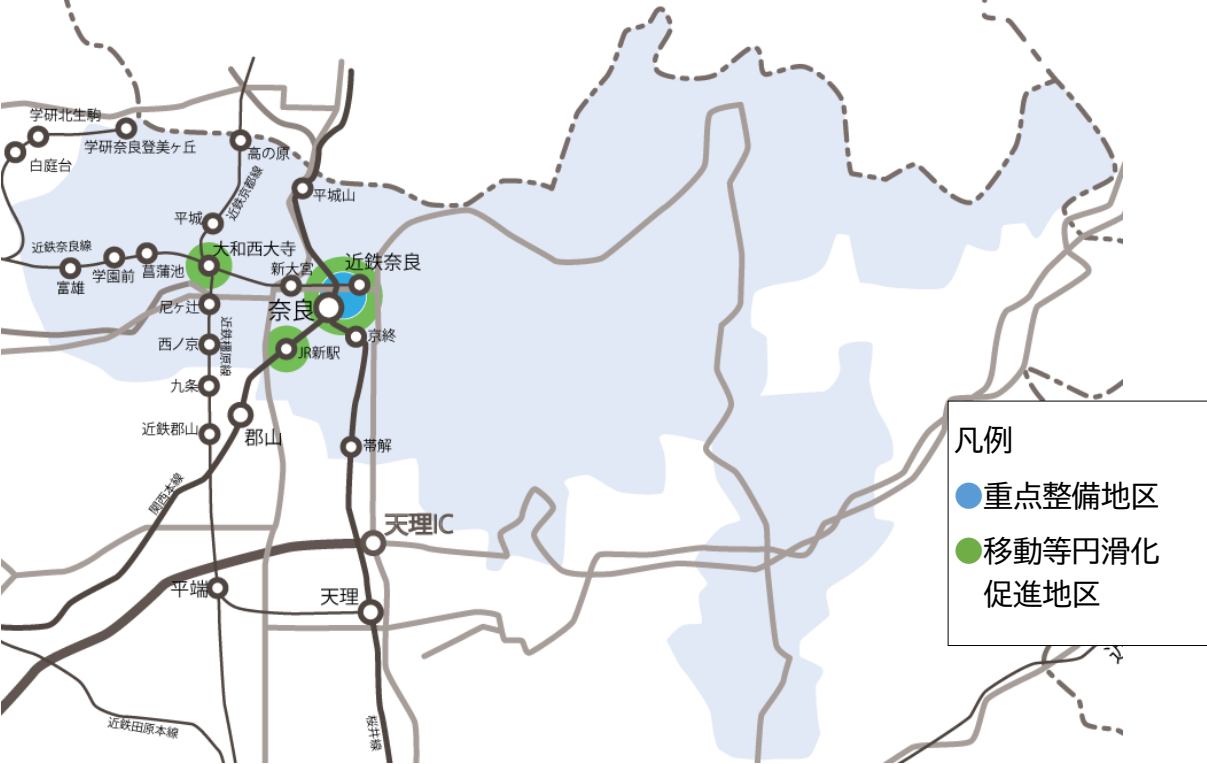


図 7.2 移動等円滑化促進地区と重点整備地区の位置図

(4) 行為の届出

バリアフリー化を推進するにあたり、生活関連施設・経路間の移動の連続性の確保に留意することが必要です。そのため、バリアフリー法第24条の6の規定に基づき、このマスタープランの区域において、旅客施設や道路に関して以下の要件に該当する場所の改良等を行う場合には、施設設置管理者に対して行為に着手する30日前までに市への事前の届出義務が課され、市はバリアフリー化を図る上で、支障があると認める時は行為の変更等の必要な措置を要請します。

表 7.1 行為の届出の要件(政令第25条第1号・第2号)

分類	要件
旅客施設	生活関連施設である旅客施設(以下「生活関連旅客施設」という)のうち、下記の範囲 ・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールート of 出入口
道路	生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



図 7.3 JR奈良駅の届出対象

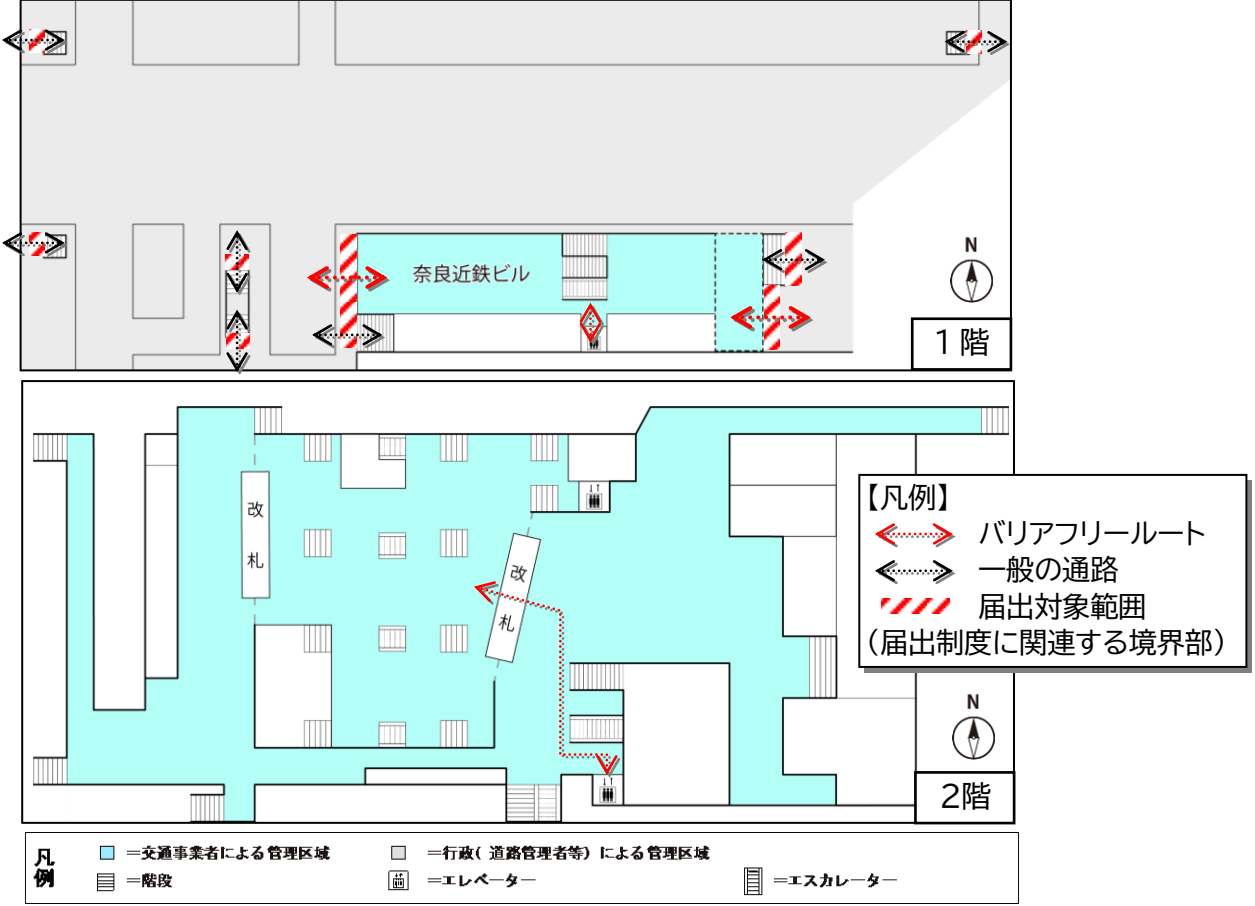


図 7.4 近鉄奈良駅の届出対象

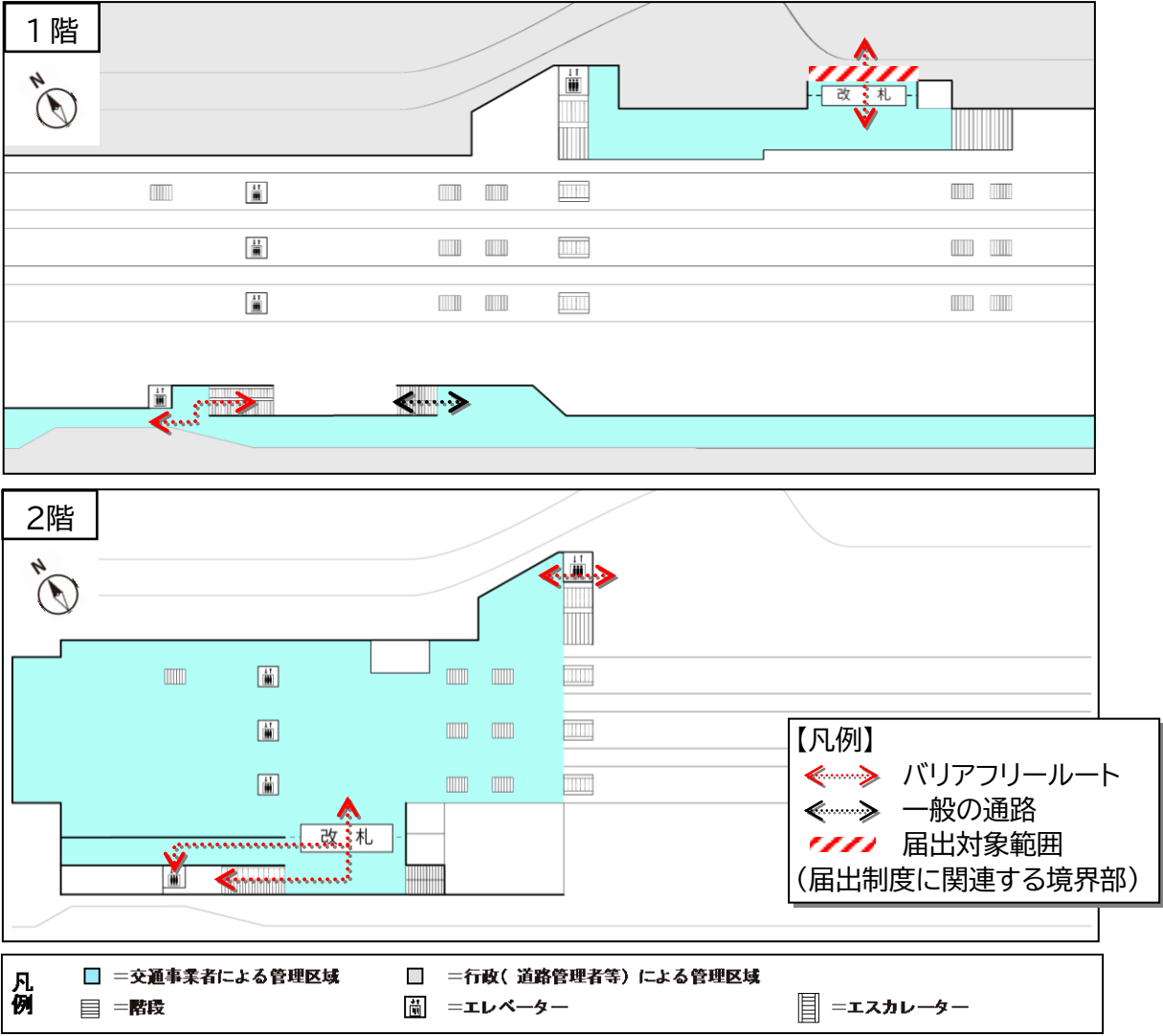


図 7.5 大和西大寺駅の届出対象

JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区は、平成26年に策定された奈良市バリアフリー基本構想において重点整備地区として設定し、バリアフリー化に取り組んできました。

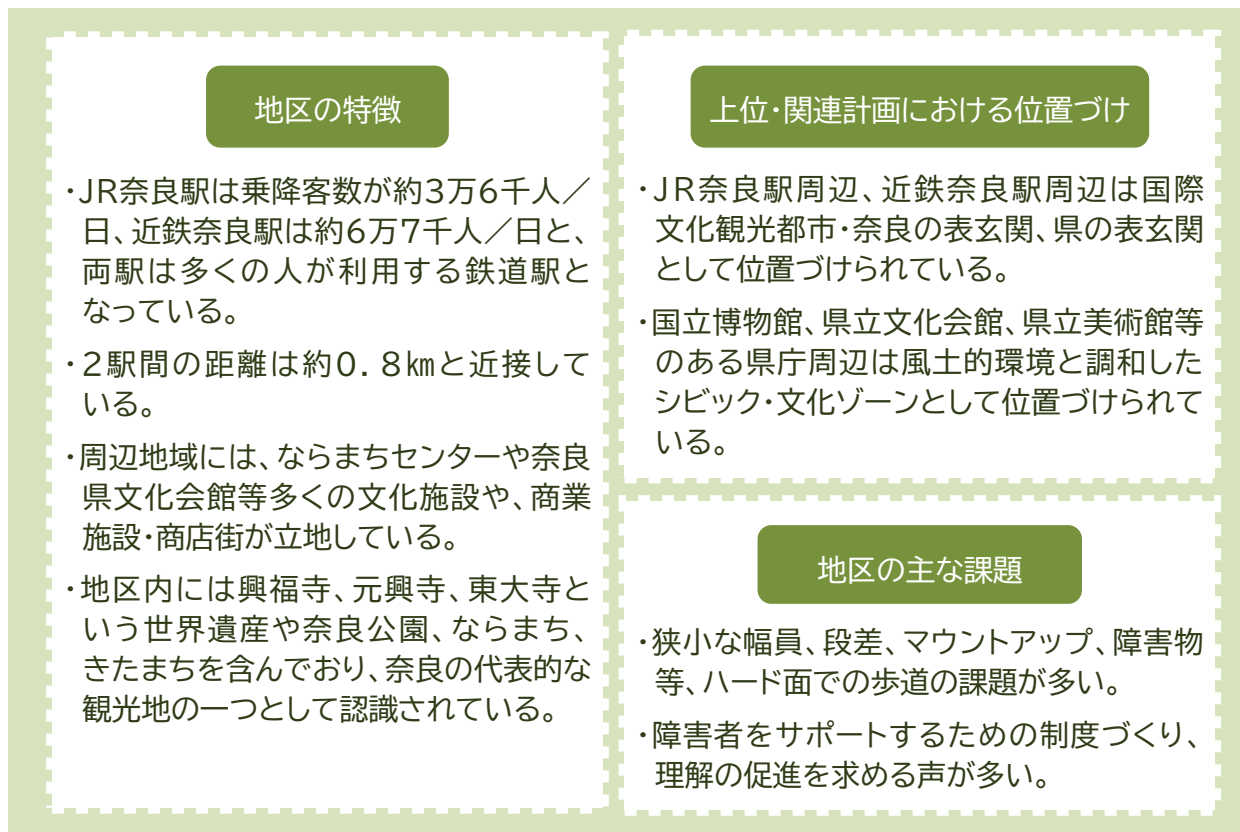
凡例

- 生活関連経路
 - 国- 国道
 - 県- 県道
 - 市- 市道
 - 私- 私道
- 移動等円滑化促進地区
- 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 文化施設
 - 社会教育施設
 - 福祉施設
 - 公益サービス施設
 - 商業施設等
 - 教育施設
 - 観光施設
 - 寺院・神社
 - 駐車場
 - 公園
 - 医療施設

0 50 100 200 400(m)

図 7.6 JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区の境界

2. 基本方針



地区の将来像

古都奈良の表玄関として、 安全・安心で快適な生活と観光の共生を先導する地域づくり

多くの方が利用するJR奈良駅、近鉄奈良駅が位置し、多くの文化レクリエーション施設と商業施設、観光施設が立地する本地区は、古都奈良の表玄関であり、市民、観光客問わず市内外から多くの人が集まります。そのため、だれにとっても安全・安心・快適な生活を確保するだけでなく、観光地としての魅力も十分に味わうことができるような環境づくりを先導します。

大和西大寺駅周辺地区においては、現在検討されている駅周辺整備の状況を踏まえながら、周辺施設の立地状況を踏まえ、下図のとおり境界を設定します。

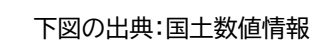
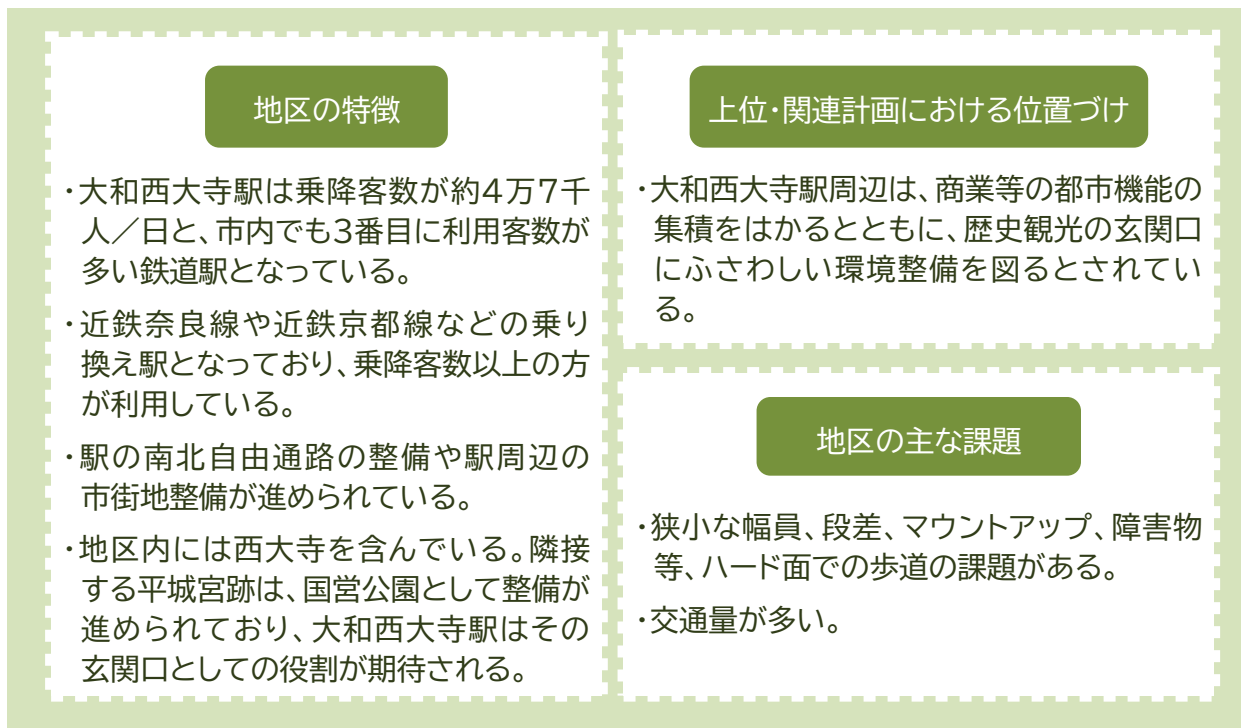


図 7.7 大和西大寺駅周辺地区の境界

2. 基本方針



地区の将来像

駅及びその周辺の再整備を契機とした 南北の交通の結節点と平城宮跡の玄関口としての地域づくり

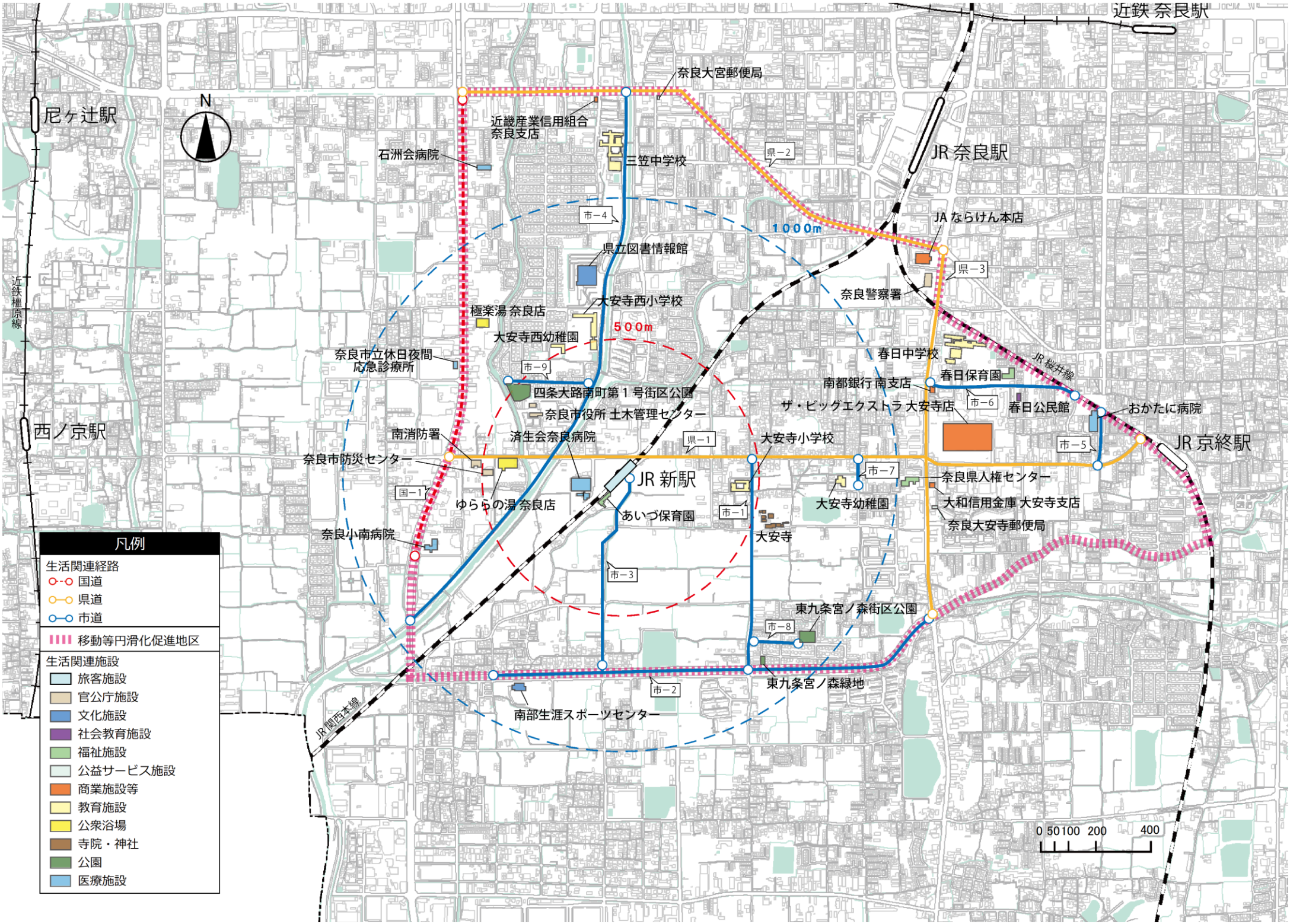
鉄道の結節点であり、乗り換え客も含めて多くの方が利用する大和西大寺駅や、国営公園として整備が進められている平城宮跡が隣接しており、市民、観光客問わず市内外から多くの人が集まります。

現在再整備が進められている駅の南北自由通路や駅周辺の市街地整備を契機として、市民も観光客も、だれもが利用しやすい、交通結節点にふさわしい環境整備を推進します。

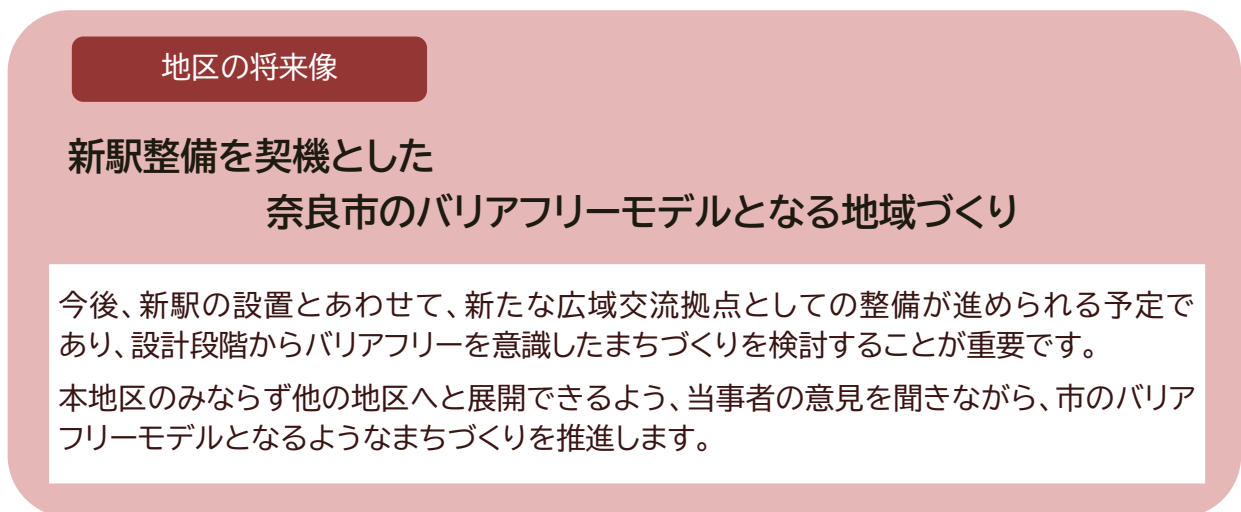
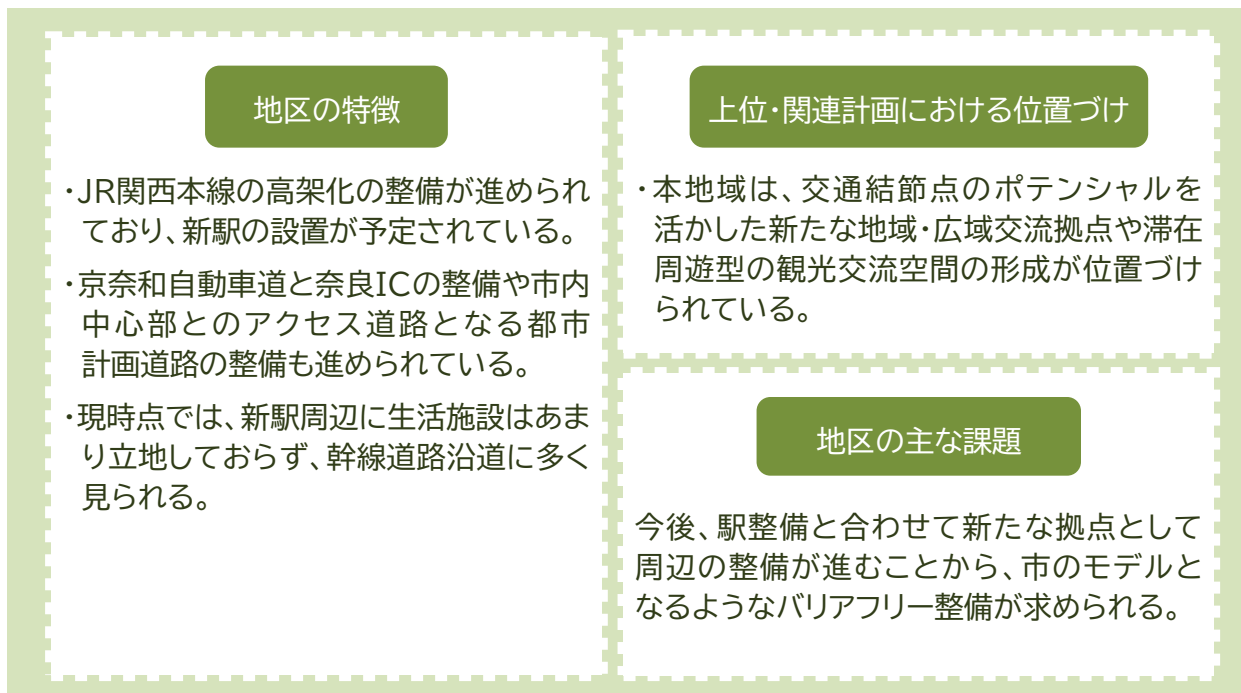
(7) JR新駅(八条・大安寺)周辺地区

1. 移動等円滑化促進地区の境界

JR新駅周辺地区においては、「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想」を策定し、(仮称)奈良IC及びJR新駅の整備を活かした交通結節点の構築と、周辺地域のまちづくりによる国際文化観光都市奈良として、新たな地域拠点・観光周遊拠点の形成を進めています。本地区においては、この構想と整合を図りながらバリアフリー化を進めていくものとし、観光のバリアフリー化の視点を盛り込み、「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想」における対象地区を移動等円滑化促進地区として設定します。



2. 基本方針



8 奈良市ユニバーサルデザインマスタープランの実現に向けて

(1) バリアフリーマップに係る情報提供

奈良市内の一部のエリアにおいて、奈良県や奈良市観光協会によるバリアフリーマップが作成され、ホームページ上で公開されています。今後、市民や来訪者などが快適に移動等ができるよう、現在作成されていないエリアも含めたバリアフリーマップの作成に向けて検討を進めます。

なお、その際、必要に応じて施設設置管理者に対してバリアフリー設備の有無等の情報提供を求めています。

(2) 補助制度

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるため、簡易スロープの購入補助を実施するほか、課題として残る宿泊施設や商業施設等も含めたバリアフリー化に向けた支援について検討していきます。

(3) 寺院・神社のバリアフリー事例集

本市において重要な観光資源となっている寺院・神社は、宗教上あるいは文化財としての規制から一般的な形でのバリアフリー化が難しいことがあります。

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安全に安心して観光を快適に楽しめるよう、各事業者の創意工夫のもと、ハードとソフトの両面から観光に対するバリアフリー化にも取り組んでいるところであり、寺院・神社のバリアフリー事例集を適宜更新しながら、情報を発信していきます。

(4) 移動手段の提供

市民や来訪者等が、快適に移動できるよう、さまざまな移動手段の提供を検討します。

1. 公共交通の利便性の向上

駅、バス停留所、タクシー乗り場など、その周辺における安全な経路の確保やバリアフリー対応車両の整備とともに、わかりやすい案内表示など、ハードとソフトの一体的な推進を図っていきます。

2. 高齢者の移動手段の確保

高齢化の進展に伴い、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合が上昇するなか、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活の質を維持できるような社会の構築に向けて協議していきます。

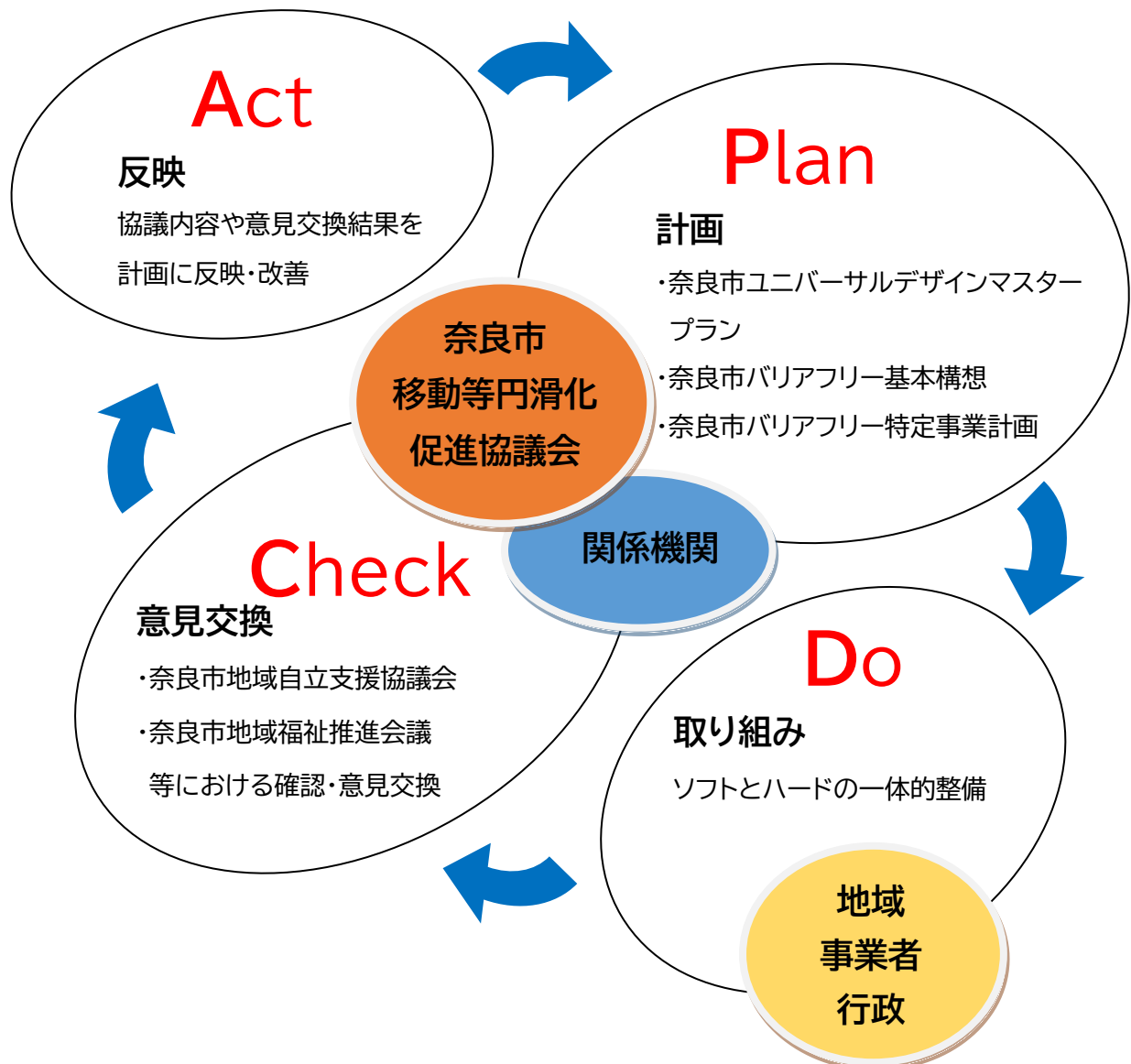
(5) 進捗管理と推進体制

本マスタープランで定められた基本理念や取り組み方針等を踏まえ、ハードとソフトの施策や奈良市バリアフリー基本構想の中で位置づける事業について推進していきます。これらを着実に進めていくためには、理念計画に基づいた取り組みの進捗状況を確認し、当事者参画のもと、継続的に協議・検討・推進していく体制整備を確立することが重要です。

したがって、本マスタープランは、バリアフリーに関する取り組みに対して、「計画」(plan)→「実行」(Do)→「評価」(Check)→「見直し」(Act)を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいて進行管理を実施し、広く市民等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していく組織として、「奈良市移動等円滑化促進協議会」を開催します。

しかし、個人が感じるバリアはさまざまで、その程度も個人によって異なるため、より良いバリアフリー社会を実現するには、当事者団体等との意見交換を行いながら、市民からのご意見などを踏まえ、課題や対応策を検討することが重要です。

そのため、この促進協議会での協議内容について、奈良市地域自立支援協議会をはじめとした関係機関と意見交換を行いながら、そこでの意見や思いを本マスタープランや特定事業計画等へと反映させ、より当事者が主体となったバリアフリー化の推進、情報発信等を行うことを目指します。



9 資料編

(1) 位置

本市は、奈良県の北部に位置し、西は生駒市、南は天理市、大和郡山市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県伊賀市、北は京都府木津川市、相楽郡2町1村と接しています。

西暦710年に都が藤原京からこの地に遷されてから70余年の間、奈良は、古代日本の都として栄え、天平文化の華を咲かせました。都が奈良から遷されると政治都市であった平城京は荒廃しましたが、平城京に建立された諸大寺はそのまま奈良に残され、奈良は社寺の都として生まれ変わりました。寺が発展するにつれ、寺の事に携わる者など多くの人が集まり、寺のまわりに住む人が増え「まち」が形づくられ、境内地の外にできた「まち」は郷(ごう)と呼ばれ、13世紀には郷の組織も整うようになり、今日の奈良のもとがほぼ形づくられました。戦国時代の兵火で焼け落ちた大仏が復興された江戸時代中頃から奈良見物に訪れる人が多くなり、奈良はしだいに観光都市としての性格を強めていきました。現在では、東大寺・興福寺・春日大社・元興寺・薬師寺・唐招提寺・平城宮跡・春日山原始林の8資産が「古都奈良の文化財」としてユネスコの世界遺産リストに登録されており、国際的な観光都市として、国内外を問わず毎年多くの観光客が本市を訪れています。

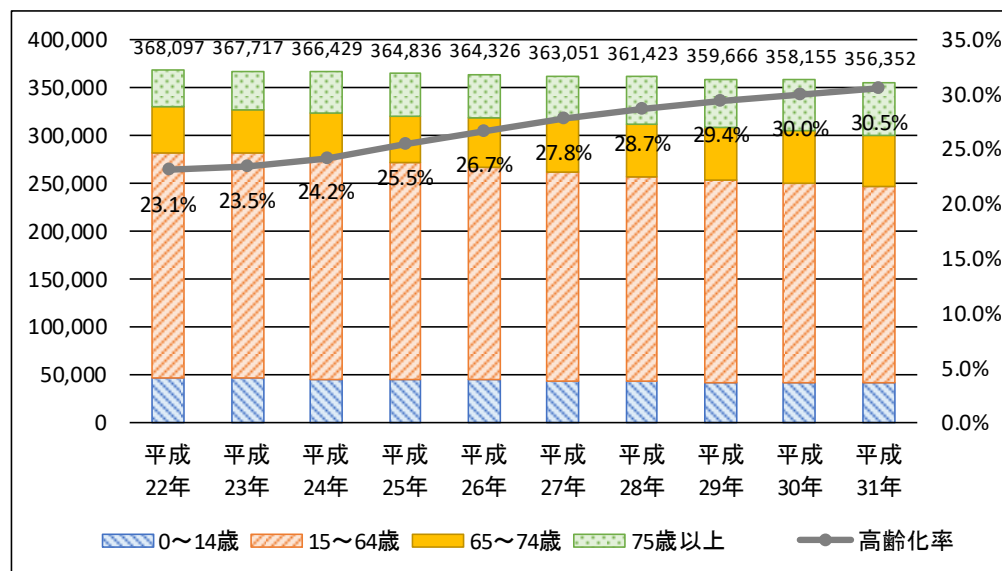


図 9.1 奈良市位置図

(2) 人口・障害者数の状況

1. 総人口と高齢者数の推移

本市の人口は、微減傾向が続いており、平成31年では356,352人となっています。65歳以上の高齢者の割合は増加し続け、平成30年以降は30%を超え、全国的な傾向と同様に本市でも高齢化が進んでいます。

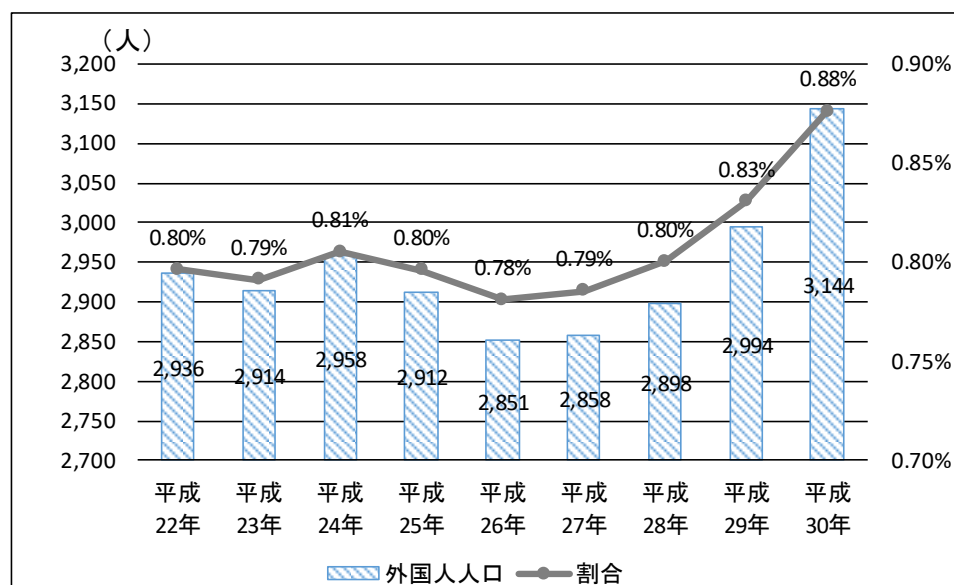


出典：奈良市公式HP ※各年4月1日現在

図 9.2 総人口と高齢者割合の推移

2. 外国人人口の推移

本市の外国人人口は、平成27年以降増加傾向が進んでおり、平成30年には3,000人を上回っています。それに伴い、外国人人口の割合も上昇しています。



出典：統計なら

図 9.3 外国人人口の推移

3. 障害者数の推移

障害者手帳の所持者は増加傾向にあり、平成30年度には20,300人が所持しています。本市の人口に占める割合は5.7%です。

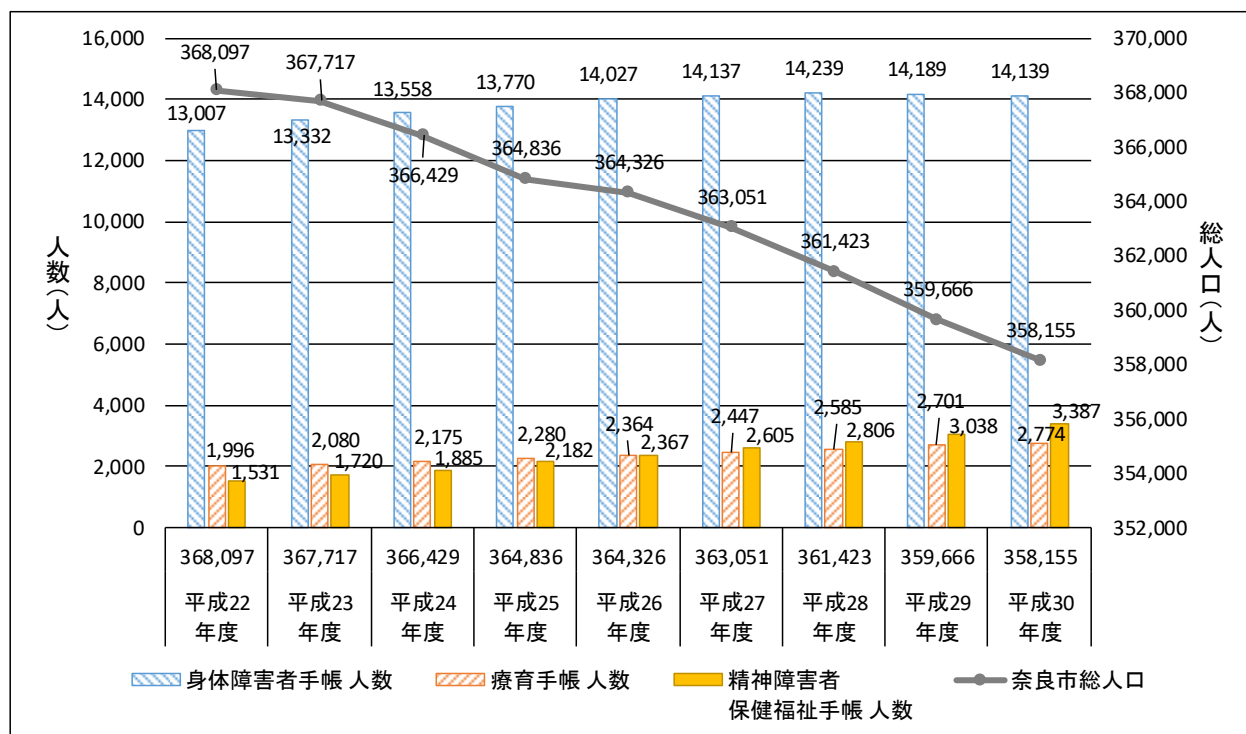
表 9.1 障害者手帳所持者の状況

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
奈良市総人口	368,097	367,717	366,429	364,836	364,326	363,051	361,423	359,666	358,155
身体障害者手帳	13,007	13,332	13,558	13,770	14,027	14,137	14,239	14,189	14,139
療育手帳	1,996	2,080	2,175	2,280	2,364	2,447	2,585	2,701	2,774
精神障害者 保健福祉手帳	1,531	1,720	1,885	2,182	2,367	2,605	2,806	3,038	3,387
障害者手帳所持者総数	16,534	17,132	17,618	18,232	18,758	19,189	19,630	19,928	20,300
総人口に占める障害者 手帳所持者の割合	4.5%	4.7%	4.8%	5.0%	5.1%	5.3%	5.4%	5.5%	5.7%

※奈良市総人口:4月1日現在

※各手帳人数:4月1日現在、但し、精神障害者保健福祉手帳人数は6月末現在

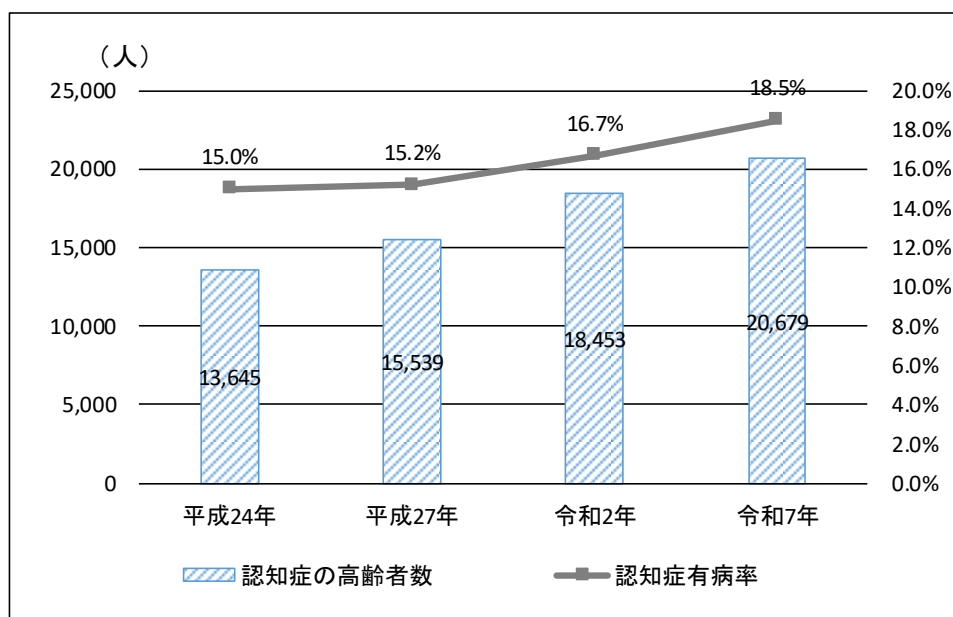


出典:奈良市の福祉

図 9.4 障害者手帳所持者の状況

4. 認知症高齢者数の推移

認知症の高齢者数は、増加傾向にあり、令和7年には2万人以上となると想定されます。



出典：認知症有病率は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)の各年齢層
の認知症有病率が平成24年以降一定と仮定した場合の率

認知症の高齢者数は、平成27年までは各年10月1日時点の高齢者人口、令和2年以降は
奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画の高齢者人口推計に認知症有病率を
乗じて算出

図 9.5 認知症の高齢者数と有病率の将来推計

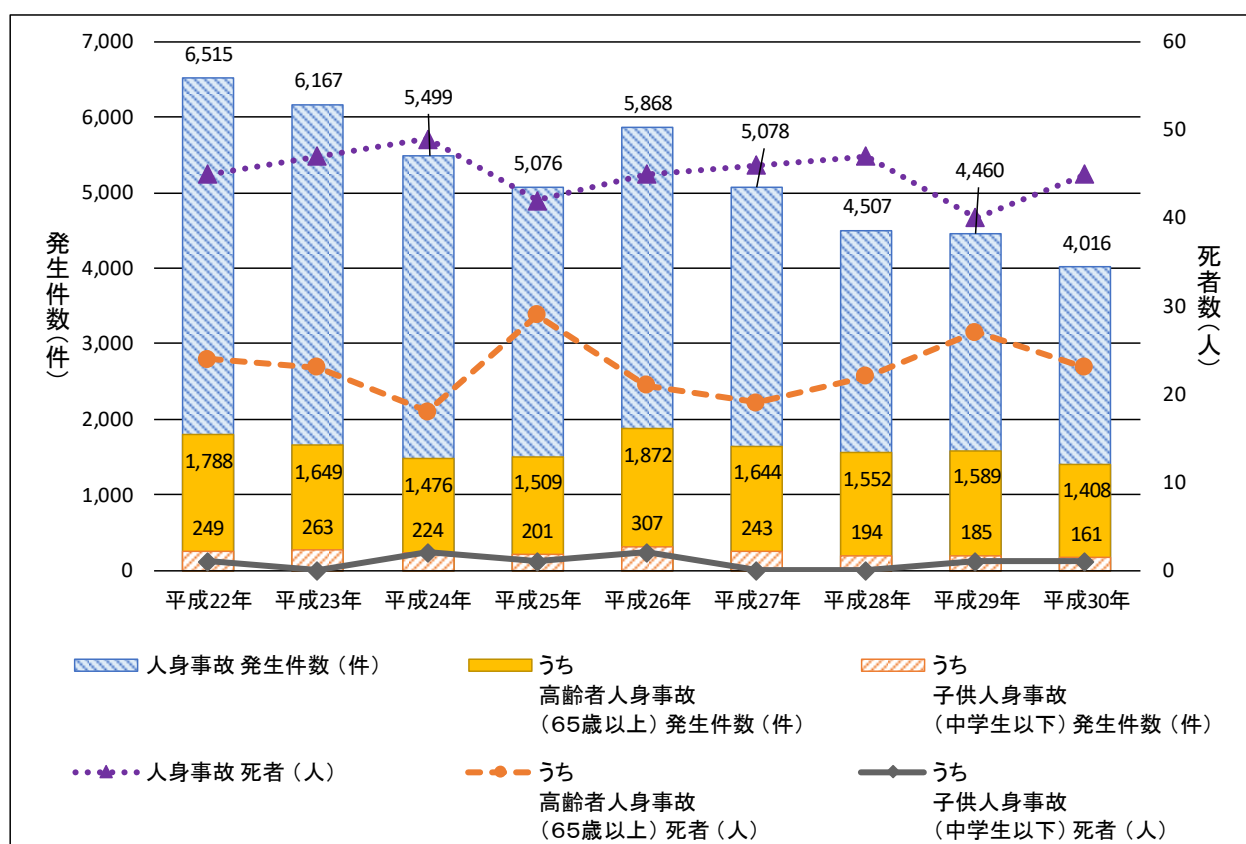
5. 事故発生状況

奈良県内の人身事故発生件数と死傷者数の推移

人身事故発生件数と負傷者数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあります。

表 9.2 人身事故発生件数と死傷者数の推移

奈良県		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人身事故	発生件数 (件)	6,515	6,167	5,499	5,076	5,868	5,078	4,507	4,460	4,016
	死者 (人)	45	47	49	42	45	46	47	40	45
	負傷者 (人)	8,406	7,920	7,093	6,593	7,474	6,496	5,725	5,678	5,013
うち 高齢者人身事故 (65歳以上)	発生件数 (件)	1,788	1,649	1,476	1,509	1,872	1,644	1,552	1,589	1,408
	死者 (人)	24	23	18	29	21	19	22	27	23
	負傷者 (人)	1,243	1,142	1,041	1,046	1,301	1,156	986	979	911
	割合 (%)	27.4%	26.7%	26.8%	29.7%	31.9%	32.4%	34.4%	35.6%	35.1%
うち 子供人身事故 (中学生以下)	発生件数 (件)	249	263	224	201	307	243	194	185	161
	死者 (人)	1	0	2	1	2	0	0	1	1
	負傷者 (人)	550	494	436	418	555	474	390	378	320
	割合 (%)	3.8%	4.3%	4.1%	4.0%	5.2%	4.8%	4.3%	4.1%	4.0%



出典: 交通年鑑

図 9.6 人身事故発生件数と死傷者数の推移

(3) 交通施設

1. 鉄道網

本市の鉄道は、市域の西部に集中しており、JR関西本線、同桜井線が南北に、近鉄京都線、同橿原線が南北に、同奈良線が東西に走っています。JR線と近鉄線の相互乗り入れはなく、JR奈良駅、近鉄奈良駅で近接しています。

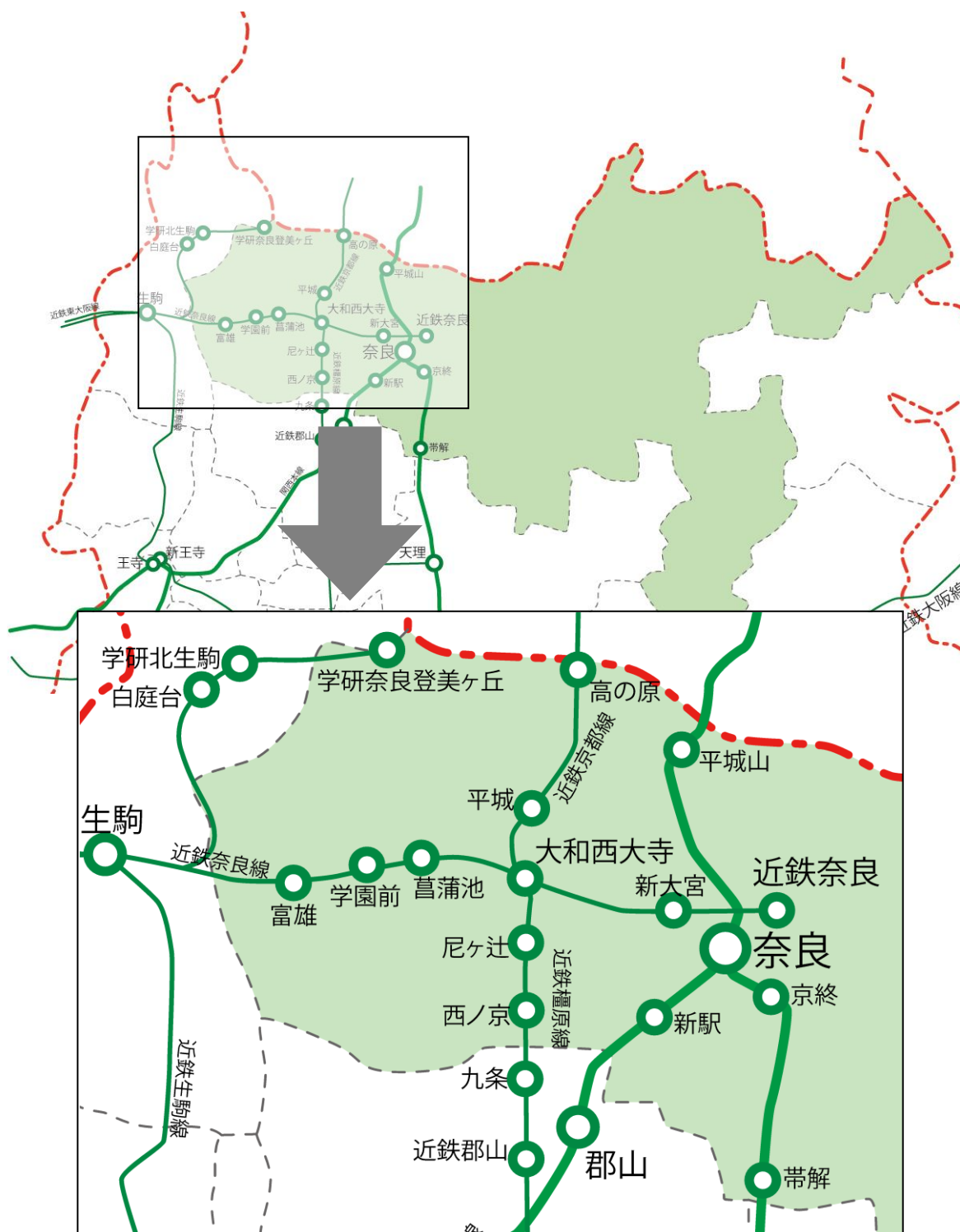


図 9.7 奈良市の鉄道網

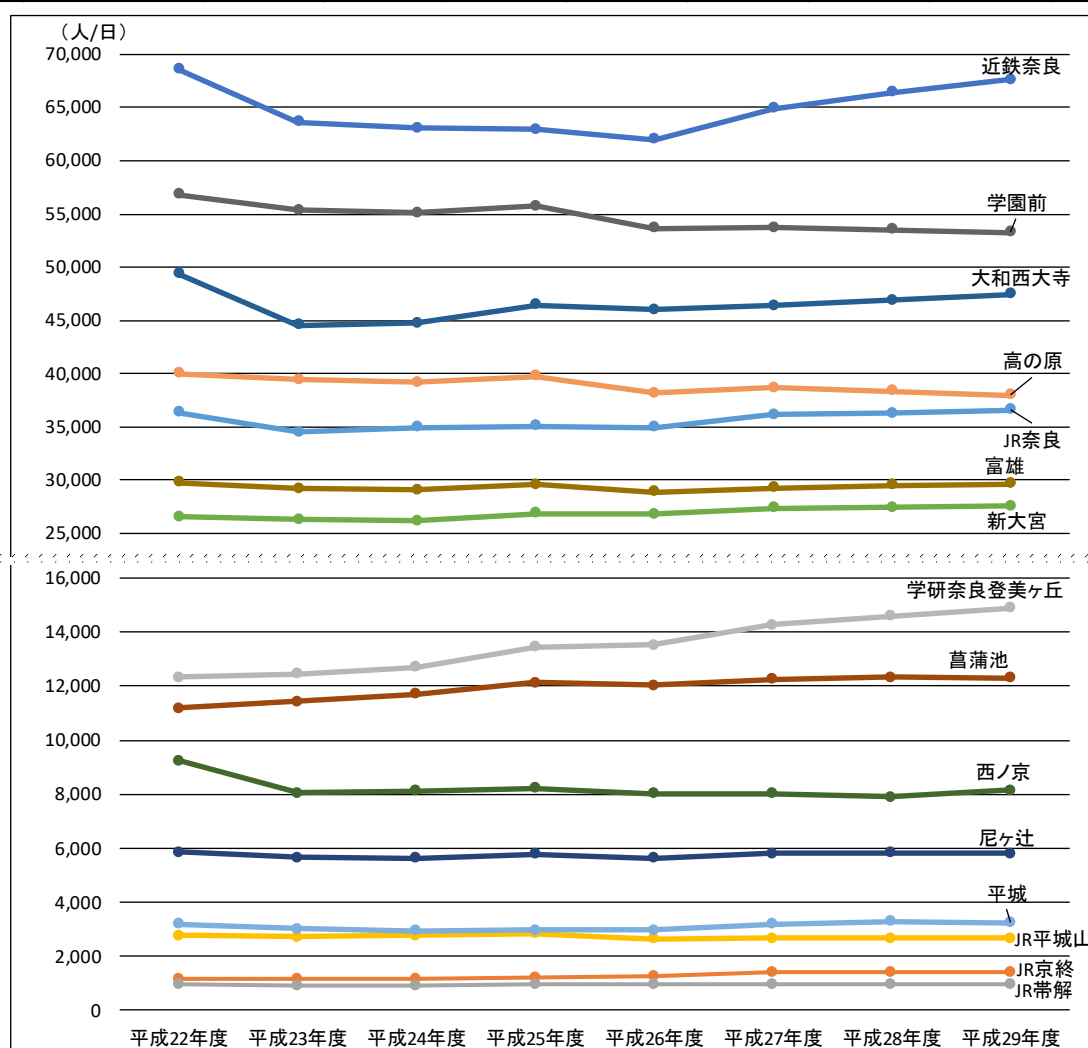
2. 駅別乗降客数の推移

JRではJR奈良駅がいずれの年度も多く、平成29年度では36,614人／日となっています。近鉄については、近鉄奈良駅と学園前駅、大和西大寺駅が多く、平成29年度では近鉄奈良駅が67,638人／日、学園前駅が53,300人／日、大和西大寺駅が47,466人／日となっています。

表 9.3 奈良市内駅別乗降人員

(単位:人／日)

鉄道	駅名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
JR	JR奈良	36,322	34,500	34,938	35,086	34,972	36,142	36,304	36,614
	JR京終	1,152	1,174	1,188	1,206	1,274	1,404	1,404	1,402
	JR帯解	944	912	940	962	980	982	988	964
	JR平城山	2,782	2,734	2,774	2,846	2,656	2,676	2,686	2,682
近鉄	近鉄奈良	68,592	63,608	63,040	62,944	61,970	64,902	66,432	67,638
	新大宮	26,518	26,264	26,174	26,848	26,814	27,354	27,456	27,538
	大和西大寺	49,350	44,562	44,736	46,476	45,978	46,410	46,864	47,466
	菖蒲池	11,180	11,442	11,700	12,134	12,020	12,262	12,334	12,296
	学園前	56,844	55,392	55,118	55,760	53,634	53,744	53,506	53,300
	富雄	29,786	29,206	29,082	29,578	28,868	29,238	29,494	29,666
	尼ヶ辻	5,862	5,654	5,628	5,786	5,634	5,818	5,842	5,822
	西ノ京	9,252	8,044	8,124	8,230	8,016	8,022	7,912	8,160
	平城	3,198	3,014	2,958	2,976	2,970	3,196	3,286	3,240
	高の原	39,994	39,414	39,158	39,764	38,182	38,688	38,340	38,014
	学研奈良登美ヶ丘	12,332	12,454	12,702	13,446	13,532	14,264	14,586	14,886



出典:奈良市統計書「統計なら」

図 9.8 奈良市内駅別乗降人員

3. バスの運行本数

鉄道駅別に平日のバスの運行本数をみると、学園前駅、近鉄奈良駅、JR奈良駅が1,000回前後と多くなっています。

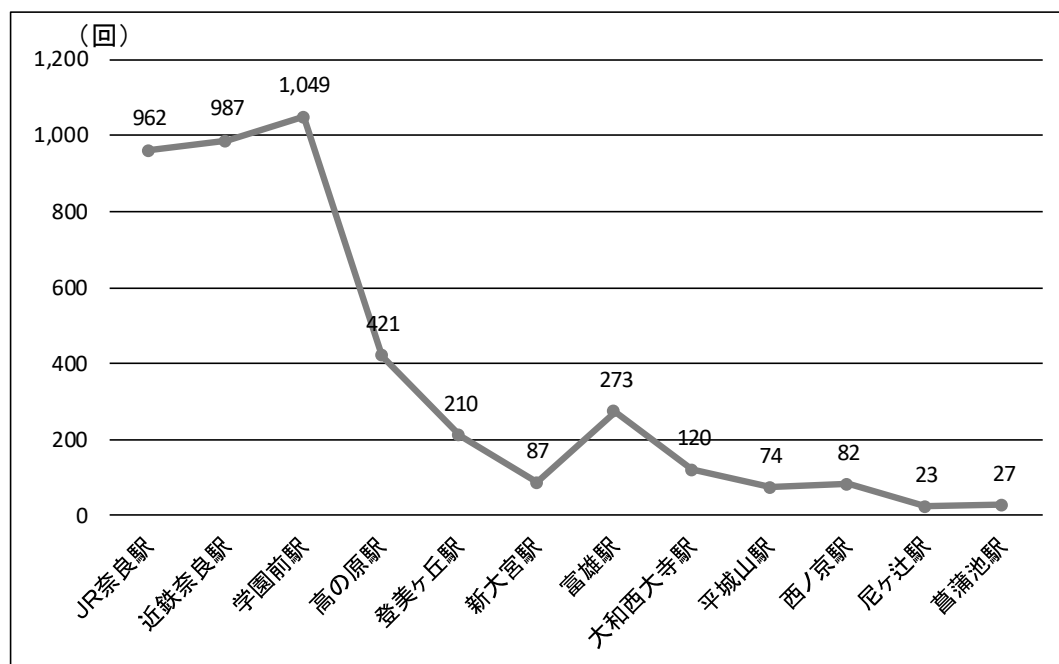


図 9.9 奈良市内駅別の平日運行回数

4. 主要道路等

本市には第二阪奈有料道路宝来ランプ及び中町ランプ、隣接市には京奈和自動車道木津ICがあり、広域からのアクセスが容易となっています。

また、国道24号、同169号が南北に、国道308号が東西に走っており、同369号が市東部の地域を結んでいます。

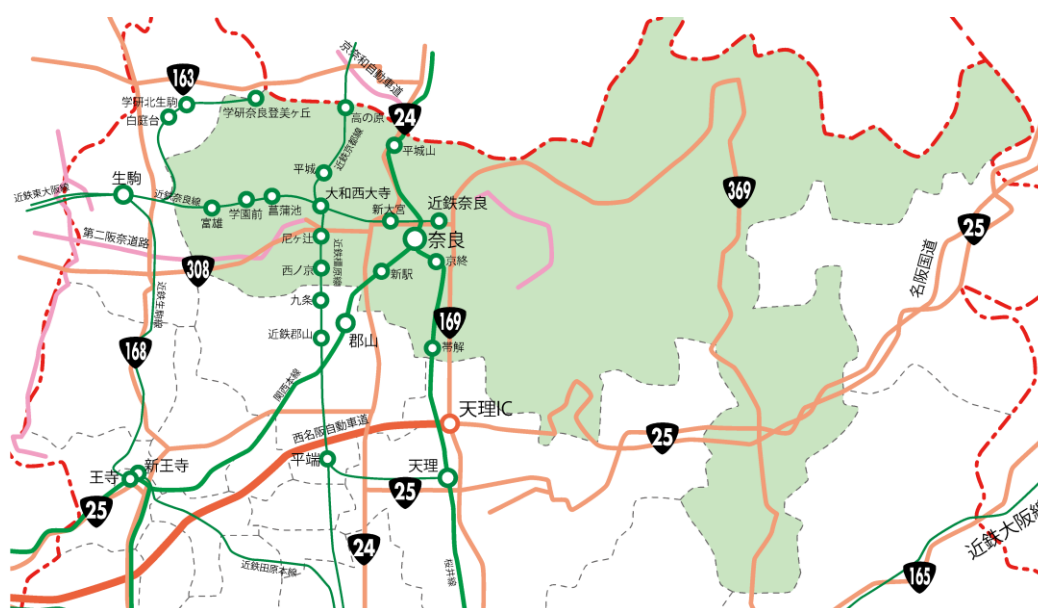
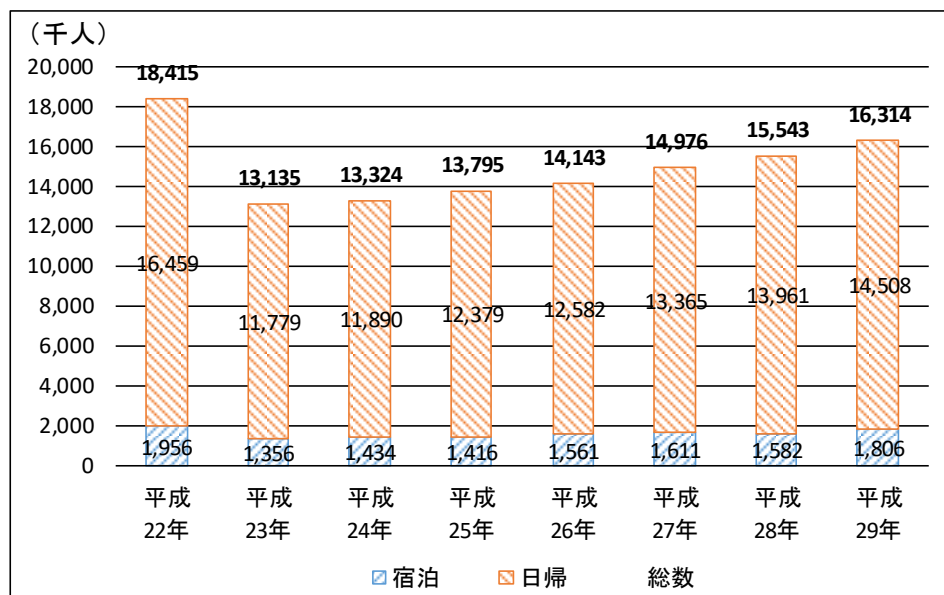


図 9.10 奈良市の主要道路網

(4) 観光等

1. 観光動向

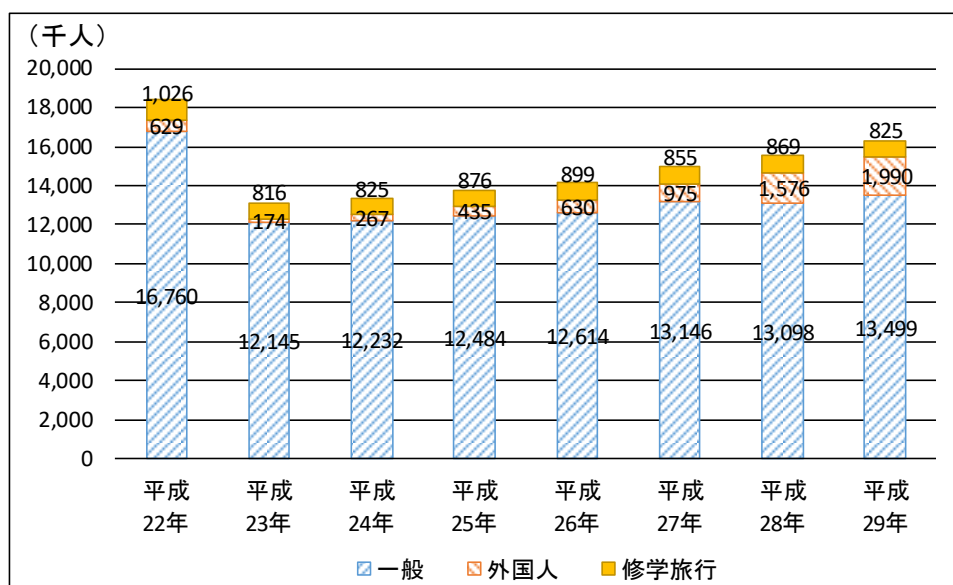
市内観光客数は、平城遷都1300年祭があった平成22年では1,800万人を超えました。東日本大震災が発生した平成23年にいったん落ち込んだものの、それ以降は増加傾向にあります。



出典：奈良市統計書「統計なら」 資料：観光戦略課

図 9.11 市内観光客数(宿泊・日帰り)の推移

市内観光客の属性による内訳をみると、平成27年頃から外国人観光客数の大幅な増加がみられます。



出典：奈良市統計書「統計なら」 資料：観光戦略課

図 9.12 属性別の市内観光客数の推移

(5) 生活関連施設の選定基準及び生活関連施設・生活関連経路

1. 生活関連施設の選定基準

表 9.4 生活関連施設の選定基準

区分	生活関連施設	生活関連施設に準じる施設
	選定基準	選定基準
旅客施設	・1日の平均乗降客数が3,000人／日以上 ・周辺に主要な施設が多く立地 ・上位関連計画等による位置づけ	—
建築物	・特別特定建築物のうち床面積2,000㎡以上の施設を基本に選定(その他の選定基準については次頁の表に記載)	左記、生活関連施設以外で、特定建築物に該当する施設のうち市民や来訪者にとって重要な施設
	・奈良市観光協会が運営している観光案内所	—
	・地域内外の来訪者、さらには国外からの来訪者も見込まれる寺院・神社等のうち世界遺産となっているもの 等	—
駐車場	・道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの ・利用について駐車料金を徴収するもの ・上記駐車場のうち公共が設置するもの(市営・県営)	—
公園	・都市公園のうち、特に地域内外の方の利用が多い都市基幹公園(総合公園・運動公園)・特殊公園・広域公園・国営公園 等	左記、生活関連施設以外で、市民や来訪者にとって重要な都市公園
その他	—	奈良市内でも有数の観光地として、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を図るべき一体のエリア

表 9.5 建築物の選定基準

生活関連施設 (特別特定建築物)		生活関連施設に準じる施設 (特定建築物)	
区分	選定基準	区分	選定基準
盲学校、聾学校又は 養護学校	・盲学校、聾学校又は養護 学校 ・大学については、重点 整備地区内に位置し地域 内外問わず様々な方が 利用する学校として位置 づける	学校	特定建築物である「学 校」については全市で バリアフリー化の推進を 図ることを基本とする
病院又は診療所	・救急告示病院に指定され ている病院	病院又は診療所	—
劇場、観覧場、映画館 又は演芸場	・床面積2,000㎡以上	劇場、観覧場、映画館 又は演芸場	—
集会場又は公会堂	・床面積2,000㎡以上	集会場又は公会堂	—
展示場	・床面積2,000㎡以上	展示場	—
百貨店、マーケット その他の物品販売業 を営む店舗	・床面積2,000㎡以上 (かつ、生鮮食品の販売を 行う施設) ・平日・休日とも日中歩行 者専用となっている商店 街(商店街により舗装等を 整備)	百貨店、マーケット その他の物品販売業 を営む店舗	その他の商店街につい ては、店員によるおもて なしの対応等ソフトによ る対応を推進する
ホテル又は旅館	・「車いす使用者用客室」を 1以上設けなければならない 「客室の総数が50以上 のホテル・旅館」	ホテル又は旅館	—
—	—	事務所	—
—	—	共同住宅、寄宿舍 又は下宿	—
保健所、税務署その 他不特定かつ多数の 者が利用する官公署	・床面積2,000㎡以上 ・その他不特定多数の市民 の利用が想定される官公 庁施設	—	—
老人ホーム、障害者 福祉ホームその他 これらに類するもの (主として高齢者、 障害者等が利用する ものに限る)	・床面積2,000㎡以上	老人ホーム、障害者 福祉ホームその他 これらに類するもの	—

生活関連施設 (特別特定建築物)		生活関連施設に準じる施設 (特定建築物)	
区分	選定基準	区分	選定基準
老人福祉センター、 児童厚生施設、身体 障害者福祉センター その他のこれらに 類するもの	・床面積2,000㎡以上 ・社会教育施設、福祉施設	老人福祉センター、 児童厚生施設、身体 障害者福祉センター その他のこれらに 類するもの	—
体育館、水泳場若しく はボーリング場又は 遊技場	・床面積2,000㎡以上	体育館、水泳場若しく はボーリング場又は 遊技場	—
博物館、美術館又は 図書館	・床面積2,000㎡以上	博物館、美術館又は 図書館	—
公衆浴場	・床面積2,000㎡以上	公衆浴場	—
飲食店	・床面積2,000㎡以上	飲食店	—
理髪店、クリーニング 取次店、質屋、貸衣装 屋、銀行その他これ らに類するサービス 業を営む店舗	・床面積2,000㎡以上	理髪店、クリーニング 取次店、質屋、貸衣装 屋、銀行その他これ らに類するサービス 業を営む店舗	郵便局及び銀行に類す るもの(預金取扱金融 機関)でかつ、窓口の ある店舗
—	—	自動車教習所又は 学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これ らに類するもの	—
—	—	工場	—
車両の停車場又は 船舶若しくは航空機 の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に 供するもの	・床面積2,000㎡以上	車両の停車場又は 船舶若しくは航空機 の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に 供するもの	—
自動車の停留又は 駐車のための施設 (一般公共の用に供 されたものに限る)	・床面積2,000㎡以上	自動車の停留又は 駐車のための施設	—
公衆便所	・床面積50㎡以上	—	—
公共用歩廊	—	公共用歩廊	—

2. JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区の生活関連施設・生活関連経路

表 9.6 JR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区の生活関連施設

区分	生活関連施設	生活関連施設に準じる施設
旅客施設	JR奈良駅 近鉄奈良駅	—
官公庁施設	奈良県庁 はぐくみセンター 男女共同参画センター 奈良税務署	—
文化施設	ならまちセンター(市立中央図書館) 奈良県文化会館 奈良県立美術館 奈良国立博物館 奈良国立博物館新館 奈良県新公会堂 なら100年会館	—
社会教育施設	奈良市生涯学習センター 中部公民館	—
福祉施設	大宮児童館	保育所(三笠保育園、みのり保育園、奈良ルーテル保育園)
公益サービス施設	—	郵便局 (奈良下御門郵便局、奈良小川町郵便局、奈良三条郵便局、奈良今小路郵便局、奈良東向郵便局、奈良県庁内郵便局、奈良高畑郵便局、奈良元興寺郵便局)
商業施設等	ビエラ奈良 シルキア奈良 小西さくら通り商店街 東向商店街 東向北商店街 花芝商店街 もちいどのセンター街 下御門商店街	南都銀行(本店、JR奈良駅前支店、本店県庁出張所、手貝支店) りそな銀行(新奈良営業部) 京都銀行(奈良支店) みずほ銀行(奈良支店) 商工組合中央金庫(奈良支店) 三井住友銀行(奈良支店) 三菱UFJ銀行(奈良支店) 関西みらい銀行(奈良支店) 中京銀行(奈良支店) 京都中央信用金庫(奈良支店) 大和信用金庫(JR奈良駅前支店)

区分	生活関連施設	生活関連施設に準じる施設
宿泊施設	ホテルサンルート奈良 ホテルフジタ奈良 奈良ホテル 奈良ワシントンホテルプラザ ホテル日航奈良 スーパーホテル Lohas JR 奈良駅 コンフォートホテル奈良 サンホテル奈良	—
教育施設	奈良女子大学	小学校(椿井小学校、鼓阪小学校、飛鳥小学校) 幼稚園(親愛幼稚園、いさがわ幼稚園、東大寺学園幼稚園) 認定こども園(奈良カトリック幼稚園)
観光施設	奈良市総合観光案内所 JR奈良駅観光案内所 近鉄奈良駅総合観光案内所 奈良市観光センター	—
寺院・神社	興福寺 元興寺 東大寺 春日大社	—
駐車場	奈良高畑自動車駐車場 奈良大仏前自動車駐車場 登大路自動車駐車場 転害門前観光駐車場 市営JR奈良駅第1駐車場 市営JR奈良駅第2駐車場 ならまち駐車場	—
公園	奈良公園	時の広場 菩提川公園 旭水公園 川之上町街区公園
医療施設	市立奈良病院 松倉病院	—

表 9.7 JR 奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区の生活関連経路

管理者 (事業者)	路線名称	区間	記号
県	国道169号・国道369号	紀寺交差点～転害門前観光駐車場前	国—1
県	国道369号	油阪交差点～北部第390号線との交差点	国—2
県	国道369号	北部第390号線との交差点～県庁東交差点	国—3
県	県道80号奈良名張線	福智院北交差点～北部第181号線との交差点	県—1
県	県道754号木津横田線	北部第361号線との交差点～国道369号との交差点	県—2
県	県道754号木津横田線	北部第276号線との交差点～油阪交差点	県—3
県	奈良公園内の道路	高畑町交差点～県庁東交差点	県—4
県	県庁東交差点の地下横断歩道	県庁東交差点	県—5
県	奈良公園敷地内	三条線との交差点～国道369号線のうち奈良公園敷地内	県—6
市	北部第274号線	北部第276号線との交差点～杉ヶ町高畑線との交差点	市—1
市	北部第276号線	中部第1348号線との交差点～北部第274号線との交差点	市—2
市	北部第360号線	国道369号との交差点～北部第454号線との交差点	市—3
市	北部第361号線	奈良県庁西交差点～二条線との交差点	市—4
市	北部第363号線	大森高畑線との交差点～三条通	市—5
市	北部第376号線	大森高畑線との交差点～三条通	市—6
市	北部第378号線	三条通～近鉄奈良駅前	市—7
市	北部第390号線	南都銀行本店～近鉄奈良駅前	市—8
市	北部第446号線	二条線との交差点～北部第451号線との交差点	市—9
市	北部第451号線	佐保橋北詰～焼門前交差点	市—10
市	北部第454号線	近鉄奈良駅前～二条線との交差点	市—11
市	中部第616号線	三条線との交差点～国道369号との交差点	市—12
市	中部第639号線	JR奈良駅南東部の交差点～三条本町交差点	市—13
市	中部第647号線	三条本町交差点～JR奈良駅前交差点	市—14
市	中部第1348号線	JR奈良駅南東部の交差点～川崎町交差点	市—15
市	三条線	JR奈良駅前交差点～上三条町交差点	市—16
市	三条線	上三条町交差点～一の鳥居前交差点	市—17
市	杉ヶ町高畑線	川崎町交差点～馬場町交差点	市—18
市	杉ヶ町高畑線	馬場町交差点～福智院北交差点	市—19

管理者 (事業者)	路線名称	区間	記号
市	六条奈良阪線	佐保橋北詰～高天交差点	市―20
市	六条奈良阪線	高天交差点～奈良ルーテル保育園	市―21
市	大森高畑線	北部第376号線との交差点～紀寺交差点	市―22
市	二条線	北部第454号線との交差点～北部第361号線との交差点	市―23
市	北部第297号線	北部第363号線との交差点～奈良元興寺郵便局前	市―24
市	北部第171号線	国道80号奈良名張線との交差点～奈良高畑郵便局	市―25
市	北部第181号線	県道80号奈良名張線との交差点～みのり保育園前	市―26
興福寺	私道	三条線との交差点～国道369号線のうち興福寺敷地内	私―1

※国道369号と県道754号は重複区間あり

3. 大和西大寺駅周辺地区の生活関連施設・生活関連経路

表 9.8 大和西大寺駅周辺地区の生活関連施設

区分	生活関連施設	生活関連施設に準じる施設
旅客施設	大和西大寺駅	—
官公庁施設	市民サービスセンター 奈良県旅券事務所 南消防署西大寺分署 伏見連絡所	—
福祉施設	—	奈良市伏見地域包括支援センター 保育所(西大寺保育園、あかね保育園、YMCAなら保育園) 認定こども園(伏見こども園、YMCAあきしの保育園)
公益サービス施設	—	郵便局 (奈良西大寺郵便局、奈良ファミリー内郵便局、奈良秋篠郵便局)
商業施設等	奈良ファミリー サンワシティ西大寺	りそな銀行(近鉄西大寺支店) 南都銀行(西大寺支店、西大寺駅南出張所) みずほ銀行(西大寺支店) 大和信用金庫(西大寺支店) JAならけん(伏見支店)
教育施設	—	中学校(伏見中学校) 小学校(伏見小学校) 幼稚園(西大寺幼稚園、奈良大学附属幼稚園)
寺院・神社	—	西大寺
公園	西大寺近隣公園	西大寺野神緑地 菅原公園 秋篠川緑地 伏見街区公園 西大寺国見町街区公園

表 9.9 大和西大寺駅周辺地区の生活関連経路

管理者 (事業者)	路線名称	区間	記号
県	県道104号線	二条町交差点～西大寺北1丁目交差点	県—1
県	県道1号線～ 国道308号線	二条大路南5丁目交差点～阪奈宝来交差点	県—2
県	県道52号線	二条大路南5丁目交差点～二条町交差点	県—3
県	県道52号線	西大寺橋東詰～YMCAあさしの保育園東交差点	県—4
市	中部第695号線	中部第7号線との交差点～中部第711号線との 交差点	市—1
市	中部第7号線	中部第695号線との交差点～中部第701号線 との交差点	市—2
市	中部第1500号線	中部第695号線との交差点～菅原東交差点	市—3
市	中部第3号線	伏見小学校東南東交差点～伏見小学校北東交差点	市—4
市	中部第735号線	伏見小学校南東交差点～国道308号線との交差 点	市—5
市	中部第682号線	伏見中学校～中部第7号線との交差点	市—6
市	中部第96号線	西大寺北1丁目交差点～奈良秋篠郵便局前	市—7
市	中部第706号線	中部第1500号線との交差点～奈良大学附属幼稚 園前	市—8
市	中部第1436号線	県道104号線との交差点～西大寺近隣公園南	市—9
市	中部第684号線	伏見中学校～西大寺野神緑地前	市—10
市	中部第553号線	県道52号線との交差点～秋篠川緑地前	市—11
市	中部第1523号線 ・中部第1524号線	中部1500号線との交差点～菅原公園前	市—12

4. JR新駅(八条・大安寺)周辺地区の生活関連施設・生活関連経路

表 9.10 JR新駅(八条・大安寺)周辺地区の生活関連施設

区分	生活関連施設	生活関連施設に準じる施設
旅客施設	JR新駅	—
官公庁施設	奈良市防災センター 南消防署 奈良警察署 奈良市役所土木管理センター	—
文化施設	南部生涯スポーツセンター 県立図書情報館 奈良県人権センター	—
社会教育施設	春日公民館	—
福祉施設	—	保育所(春日保育園、あいづ保育園)
公益サービス施設	—	郵便局(奈良大安寺郵便局、奈良大宮郵便局)
商業施設等	—	ザ・ビッグエクストラ大安寺店 近畿産業信用組合(奈良支店) 南都銀行(南支店) 大和信用金庫(大安寺支店) JAならけん本店
教育施設	—	中学校(三笠中学校、春日中学校) 小学校(大安寺小学校、大安寺西小学校) 幼稚園(大安寺幼稚園、大安寺西幼稚園)
公衆浴場	ゆららの湯奈良店 極楽湯奈良店	
寺院・神社	—	大安寺
公園	—	東九条宮ノ森街区公園 四条大路南町第1号街区公園 東九条宮ノ森緑地
医療施設	奈良小南病院 済生会奈良病院 石州会病院 奈良市立休日夜間応急診療所 おかたに病院	—

表 9.11 JR新駅(八条・大安寺)周辺地区の生活関連経路

管理者	路線名称	区間	記号
国	国道24号	奈良小南病院前～三条大路2丁目交差点	国—1
県	県道122号線	柏木町交差点～JR桜井線との交差点	県—1
県	県道1号線	大森町交差点～三条大路2丁目交差点	県—2
県	県道754号線	大森町交差点～岩井橋北詰交差点	県—3
市	南部第86号線	東九条町交差点～県道122号線との交差点	市—1
市	南部第128号線	南部生涯スポーツセンター北西交差点～岩井橋北詰交差点	市—2
市	南部第1号線	JR新駅～八条1丁目交差点	市—3
市	中部第675号線 ・南部第106号線	三条川西町交差点～八条5丁目交差点	市—4
市	六条奈良阪線	県道122号線との交差点～JR桜井線との交差点	市—5
市	北部第356号線	県道754号線との交差点～JR桜井線との交差点	市—6
市	南部第78号線	県道122号線との交差点～大安寺幼稚園前	市—7
市	南部第124号線	南部第86号線との交差点～東九条宮ノ森街区公園前	市—8
市	南部第588号線 ・南部第29号線	中部第675号線との交差点～四条大路南町第1号街区公園前	市—9

(6) パブリックコメントの実施結果

本市では、令和元年12月27日から令和2年1月24日までの間、「だれひとり取り残さない！」プロジェクト(奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン)(案)に対する意見募集を行いました。寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本市の考え方は次の通りです。

1. 意見の提出状況

意見の提出件数 3件

意見の提出方法 持参2件、メール1件

2. 意見の概要及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
【基本方針について】 ■「③みんなで取り組むバリアフリー社会の実現」中の「バリアフリー社会」を「ユニバーサル社会」に修正することについて検討してください。 2018年臨時国会において、ユニバーサル社会実現推進法が成立し、バリアフリー化の推進のみならず、ユニバーサル社会の実現が求められているところです。本計画もその趣旨に則ったものとなるべきことから「ユニバーサル社会」とするのが適当ではないでしょうか。 (→P3参照)	■本マスタープランは平成25年度に策定した「奈良市バリアフリー基本構想」で示されている基本理念・取り組み方針を継承する形で策定しており、ご指摘の部分については「奈良市バリアフリー基本構想」の再掲となります。 「ユニバーサル社会実現推進法」におけるユニバーサル社会の定義は「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」とされており、この考え方は本マスタープランの目指す姿と共通するものでありますので、ご指摘いただいたとおり、ユニバーサル社会の実現に向けて本マスタープランの推進を図ってまいります。 なお、今後「奈良市バリアフリー基本構想」の見直しを進める際には、当該表現の修正を図ってまいります。

意見の概要	市の考え方
【ヒアリング調査について】 ■補足事項で、「省令では横断歩道に接続する歩道等の部分の段差を2cmと定めている」とありますが、自治体の裁量で2cm以下にできるようになっています。多くの自治体では実際に当事者への調査や意見を聞くなどして、一方だけが満足する形ではなく、ユニバーサルデザインの考え方のもと多くの人にとっての最善なものを導き出す中で、条例や規則で2cm以下を定める自治体もあります。 この表現はあたかも2cmしか駄目という誤解を招くため、適切な表現に修正が必要ではないでしょうか。	■ご指摘のとおり、歩道の段差基準については自治体の裁量により設定できることとなっており、誤解を招くため、補足事項を削除いたします。
【移動等円滑化促進地区について】 ■高齢社会における鉄道交通の重要性を勘案すれば、移動等円滑化促進地区指定の基本的な考え方として、奈良市内のすべての鉄道駅を中心とした一定の区域を促進地区に指定するか、奈良市独自のバリアフリー基準を設定するべきです。 「7(1)移動等円滑化促進地区とは以下①～③の要件に該当する地区を<u>重点的な促進地区とするも、それらの要件を満たさない鉄道駅を中心とした区域も移動等円滑化促進地区に準ずる地区とする。</u>」とした内容を加筆修正することについて、検討してください。 (→P15参照)	■本マスタープランでは選択と集中の観点から3つのエリアを移動等円滑化促進地区として設定していますが、今後も、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況等を踏まえ総合的に判断し、促進地区の指定を検討してまいります。この考え方を「7(3)移動等円滑化促進地区の選定」に加筆いたします。 (→P18参照)

意見の概要	市の考え方
【計画の推進体制について】 ■実現すれば素晴らしい計画になると思います。目指す姿を実現するための財政面からの予算措置や施策についてもしっかりと考えてほしいと思います。 ■障害者が地域で暮らすことにはさまざまな困難があります。ご近所、地域でのつきあい、助けあいは大切と感じます。「こころのバリアフリー」に関しては学校教育や啓発により、理解の促進をしてほしいです。 ■道路や施設間で管理者が違くと連携不足でバリアフリー化が線として繋がらないこともあります。本計画や各種協議会の場などで連携を強化するとともに、当事者の意見をしっかり反映してほしいと思います。	■今後、本マスタープランに基づき、具体的な特定事業を位置づける「奈良市バリアフリー基本構想」において、より具体的な事業を実施いただけるよう、施設設置管理者などによる状況に応じた事業計画の見直しを図りながら、ユニバーサルデザインのまちの実現に向けた取り組みを推進してまいります。 ■「多様なつながりが生み出す共生のまち」を本市の目指す姿とし、地域におけるサロン活動など「通いの場」づくりを通じたつながりや見守りなどの支援体制を強化してまいります。また、小中学校など教育機関において当事者の立場に立つことの大切さや、ヘルプマークをはじめとしたさまざまなマークの意味を正しく理解するための啓発等の取り組みなど、ソフト施策の推進を図ってまいります。(→P12、P14参照) ■本マスタープランにおいて、施設間の円滑な移動を確保するため、旅客施設や道路の施設設置管理者に対する事前の届出義務を課す「行為の届出」制度を規定しております。届出制度により、施設間における施設設置管理者が異なる場合について、円滑な移動の確保を図ってまいります。(→P18～P20参照) また、本マスタープランの進行管理等を実施する組織として「奈良市移動等円滑化促進協議会」を開催し、当事者団体、事業者、関係機関などとの意見交換を行い、連携を強化するとともに、当事者の思いや意見を本マスタープラン等へ反映させ、当事者参画のもと事業者と行政の協働による移動等の円滑化の推進、情報発信等を図ってまいります。(→P28参照)

10 用語集

	用語	解説
A	FIT	Foreign Independent Tour、または Free Individual (Independent) Traveler の略で、団体旅行やパッケージツアーを利用せず、個人や少人数で海外を自由に旅行する旅行者のこと。
あ	インバウンド	外国人が日本に訪れてくる旅行のこと。訪日外国人旅行。
か	ガイドライン	組織・団体における個人または全体の行動に関して、守るのが好ましいとされる規範や目指すべき目標などを明文化し、その行動に具体的な方向性を与えたり、時には何らかの縛りを与えるもの。法的な拘束力はない。
	交通政策基本法	人口減少に伴う地方の公共交通の維持や、高齢者・障害者・妊産婦などが利用しやすいような公共交通機関の改善等を国や自治体、国民、交通関連事業者等に求める法律。平成25年11月に成立。
さ	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を安全に誘導するために床や歩道に設置されているブロック。一般的には点字ブロックという名で知られている。下記の2種類が存在する。 ・警告ブロック(点状ブロック) 危険個所や誘導対象施設等の位置を示す。 ・誘導ブロック(線状ブロック) 進行方向を示す。
	障害者基本法	障害者の自立、社会参加の支援等のための施策の総合的、計画的推進を通じて、障害者の福祉を増進することを目的に施行された法律。昭和45年5月施行。
	障害者権利条約	障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約。平成18年12月に採択された。日本では、平成26年1月に批准され、平成26年2月に効力を生じた。すべての人に保障される権利が障害者にも等しく保障され、障害者の尊厳、個人の自立、無差別、社会への参加等を一般的原則としている。
	障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられている。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、および差別の解消するための措置等を定めることとしている。平成25年6月公布。
た	当事者	高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊産婦、子育て世代(子どもも含む)、けが人、外国人など、奈良市で生活や観光をする上で障害がある人々。

	用語	解説
な	ノーマライゼーション	障害のある者が、障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、生活条件と環境条件の整備が求められる。1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、発展したが、現在では障害者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。
	ノンステップバス	出入口の段差をなくして乗降性を高めた低床バス。
は	ヒアリング	聞き取り調査。
	ヘルプマーク	援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない障害者や内臓疾患・難病患者、または、妊娠初期の方などが、周囲に障害や心身の状態への配慮を求め、援助を受けやすくするために東京都が作成したマーク。現在、全国に普及が進んでいる。
ま	マウントアップ	歩道構造の一種で、車道に対する歩道高さが15cm以上のもの。
	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
や	ユニバーサルツーリズム	年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。昭和60年にロナルド・メイス氏により提唱された。
ら	ルート	動線。経路。



奈良市

奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン
(奈良市移動等円滑化促進方針)

令和2年3月

発行／ 奈良市 福祉部 福祉政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号